

第二次丸亀市総合計画

後期基本計画

令和4年3月
丸亀市

目次

はじめに	4
第1部 丸亀市の現在	5
第1章 社会潮流と丸亀市への影響	6
第2章 統計でみる丸亀市の状況	8
第3章 市民の意識とニーズ	10
第4章 前期基本計画の検証	16
第2部 基本構想	19
第1章 将来像と基本方針	20
第2章 市長方針	22
第3部 基本計画	25
計画の体系図	26
施策 1 子どもの教育の充実	29
施策 2 子育て支援の充実	32
施策 3 環境に配慮した社会づくり	35
施策 4 廃棄物の適正処理と再資源化	37
施策 5 緑のまちづくりの推進	38
施策 6 土地利用と住環境の充実	39
施策 7 公共交通の充実と離島振興	41
施策 8 道路環境の整備	42
施策 9 生活排水処理施設の整備	43
施策 10 災害に強い都市基盤の整備	45
施策 11 危機管理体制の強化	46
施策 12 消防・救急体制の充実	48
施策 13 交通安全・生活安全の充実	49
施策 14 農林水産業の振興	50
施策 15 商工業の振興	52
施策 16 観光・交流の促進	54
施策 17 地域保健・医療の充実	56
施策 18 高齢者福祉の充実	58
施策 19 障がい者福祉の充実	60
施策 20 暮らしを支える福祉の充実	62
施策 21 歴史的資源の保存と活用	63
施策 22 文化芸術の振興	65
施策 23 生涯学習活動の推進	67
施策 24 スポーツの振興	69
施策 25 人権尊重社会の実現	71

施策 26	男女共同参画社会の実現	73
施策 27	情報発信と地域情報化	75
施策 28	市民参画と協働の推進	76
施策 29	地域コミュニティの活性化	78
施策 30	財政運営の効率化	79
施策 31	行政運営の最適化と広域連携の推進	81
基本施策ごとの市民満足度に関する成果指標一覧		84
第4部	計画の推進	85
第1章	協創と協働によるまちづくり	86
第2章	計画の進行管理	87
資料	89

はじめに

1. 計画策定の趣旨

本市では、新市となっての市制施行後、平成 18（2006）年度に「第一次丸亀市総合計画」を策定し、現在は、平成 29（2017）年度に策定した「第二次丸亀市総合計画」に基づき、まちの将来像で掲げた「豊かで暮らしやすいまち」を目指して、各分野の取組を推進しています。

令和 3（2021）年度に、第二次総合計画の前期基本計画が終了することに伴い、これまでの取組の方向性を引き継ぎながら、近年の社会情勢や市民ニーズを踏まえ、令和 4（2022）年度からの新たな丸亀市のまちづくりの指針として、後期基本計画を策定します。

2. 計画の役割とねらい

総合計画は、丸亀市の最上位計画として位置付け、本市が進める取組や事業の根拠となる基本的な考え方について、総合的かつ体系的に整理するものです。

丸亀市がこれから目指すまちづくりの方向性や、重点的に取り組む内容を明らかにすることで、市政運営の着実な推進を図ります。また、市民に対しては、市政への理解を深めていただき、共にまちづくりを進める意識が醸成されることを期待するものです。

3. 計画構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成し、「基本構想」ではまちづくりの大きな方向性を、「基本計画」では具体的な取組の方向性を示します。

基本構想 8年間【平成 30(2018)年度～令和7(2025)年度】

目指すべきまちの将来像と、その実現に向けた歩みを確かなものとするために、5つのまちづくりの基本方針を定めています。

さらに、基本方針ごとに、市長が特に力を入れて取り組むまちづくりの考え方を 10 の市長方針として示しています。

基本計画(後期) 4年間【令和4(2022)年度～令和7(2025)年度】

基本構想の実現に向けて必要な取組の方向性を 31 の基本施策として整理し、基本施策ごとに、市長方針を踏まえた重点プロジェクトを定めています。

第1部 丸亀市の現在

第1章 社会潮流と丸亀市への影響

(1) 人口減少・少子高齢社会の進行

令和2（2020）年国勢調査において、国の総人口は1億2,614万6千人から約94万9千人減少し、前回調査（2015年）に続いて減少傾向となっています。いわゆる「2025年問題」が目前に迫る中、団塊世代が後期高齢者（75歳以上）となり、高齢化率は30%台に達する状況が想定される一方、令和2年の国の出生数は84万832人で5年連続の減少となり、少子化が加速している状況です。

丸亀市への影響

- 今後のさらなる人口減少・少子高齢社会の進行により、社会保障費の増大やそれに伴う経済的負担の増加のほか、労働力人口の減少による経済の縮小、社会を支える担い手の減少など、様々な場面における地域活力の低下が懸念されます。

(2) 地方分権の進展と地方創生の深化

地方分権の進展により、地方自治体に求められる役割が大きくなる一方で、社会環境の変化に伴って住民ニーズは多様化し、行政だけで対応することが難しくなっています。さらに、国をあげての地方創生のさらなる深化が求められており、地方で暮らすことの魅力を高め、安心して子どもを産み育てられる環境づくりなど、人口減少対策に焦点を当てた取組の強化が必要となっています。

丸亀市への影響

- 自治体の枠を越えて広がる課題も含め、増え続ける地域課題に対して、市民・事業者・行政などあらゆる主体が一体となってまちづくりを進めることや、広域連携の強化により課題解決を図る視点が求められています。

(3) 「安全・安心」への関心の高まりと地域のつながりの重要性

昨今の激甚化、頻発化する災害を背景として、安全に関する意識の高まりから、自治会・コミュニティなど身近なつながりの重要性が見直されています。万一の有事の際にも安全・安心な暮らしを守るために、自助・共助・公助の考えに基づき、日ごろからの防災意識の醸成やみんなで支え合う社会の構築が求められています。

丸亀市への影響

- 市民の命を守り、安全安心で平穏な暮らしを守る責務があります。減災に対する取組をはじめ、初動体制の確立や被災者への迅速な支援等、総合的な防災対策が重要です。特に、大雨等による浸水被害に対する排水対策が急務となっています。

(4) 感染症対策の推進

コロナの感染拡大による休業要請等により、飲食業や観光業をはじめ、多くの事業者が大きなダメージを受けています。また、コロナを契機としたテレワークの普及などにより、地方回帰や地元志向の意識が高まっています。

丸亀市への影響

●感染再拡大等に備えた対応をはじめ、コロナの影響を受けた事業者が、「新たな日常」に順応し、経済活動の維持、回復を図るための支援が不可欠です。また、地方回帰の流れの中で、官民が協力して雇用対策に取り組むことが大切です。

(5) 社会全体のデジタル化への対応

デジタル庁発足に象徴されるように、社会全体のデジタル化が国をあげて推し進められており、日本が抱えてきた多くの課題解決や今後の経済成長にも資する原動力として期待されています。一人ひとりがニーズに合ったサービスを享受し、多様な幸せが実現できる、人に優しいデジタル化が国の方針として示され、特に住民に身近な存在である地方自治体の役割が重要視されています。

丸亀市への影響

●国の動きを注視しながら、行政のデジタル化を着実に推進し、市民の利便性向上や事務の効率化を実現することが求められています。また、生産性向上に資する産業のデジタル化など社会全体のデジタル化にあっては、デジタルデバイド（情報弱者）への対応も必要です。

(6) SDGs※の推進

2030 年までの達成を目指す、国際社会全体の目標である S D G s は国をあげて推進されており、私たち一人ひとりにも S D G s を意識した行動が求められています。また、地方自治体の各種計画にも S D G s 達成に向けた貢献という観点を取り入れ、その要素を反映することが求められています。

丸亀市への影響

●カーボンニュートラル※やプラスチックごみ、食品ロスなどの環境問題、また、貧困対策など、S D G s と密接に関係する行政課題は多くあります。そのため、総合計画においても、基本施策ごとに関連する S D G s のアイコンを表示し、本計画を推進することで、S D G s の達成につなげていきます。

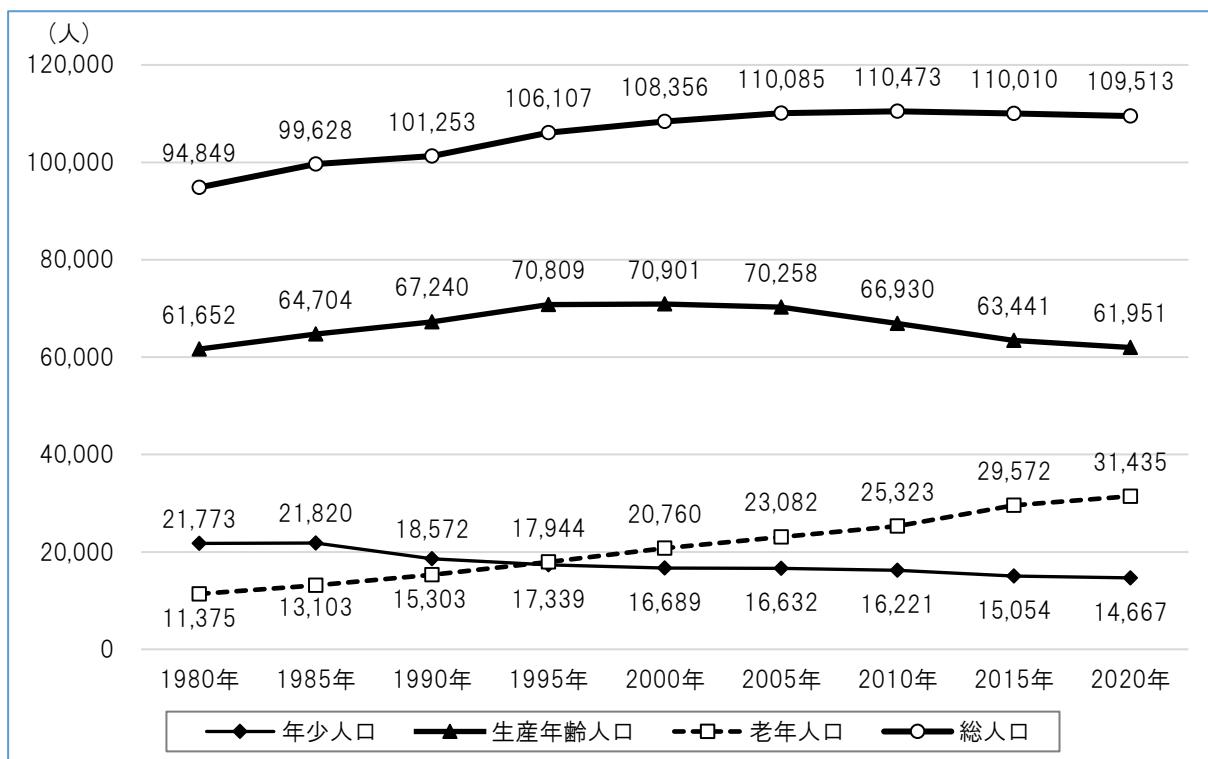


※SDGs：世界的に直面している環境問題、貧困、人権課題などに対して、誰一人取り残さない、持続可能な社会を実現していくために、世界中の全ての人々で2030年までに達成を目指す国際社会共通の目標

※カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること

第2章 統計でみる丸亀市の状況

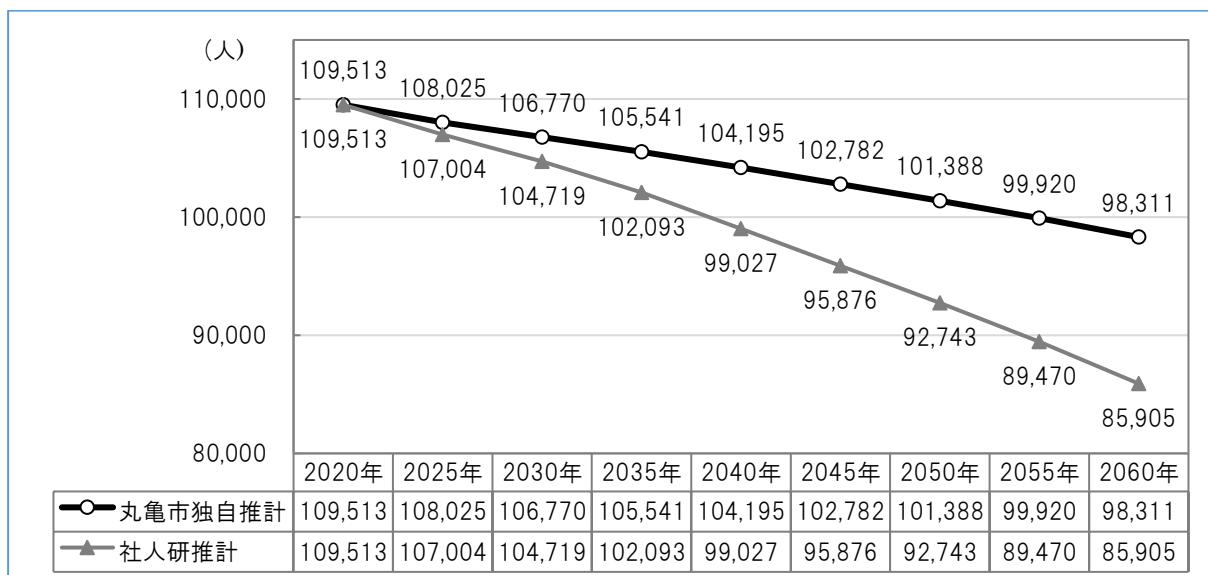
(1) 人口の推移



資料：国勢調査

* 2000年以前のデータは合併前の旧1市2町の数値を合計しています。

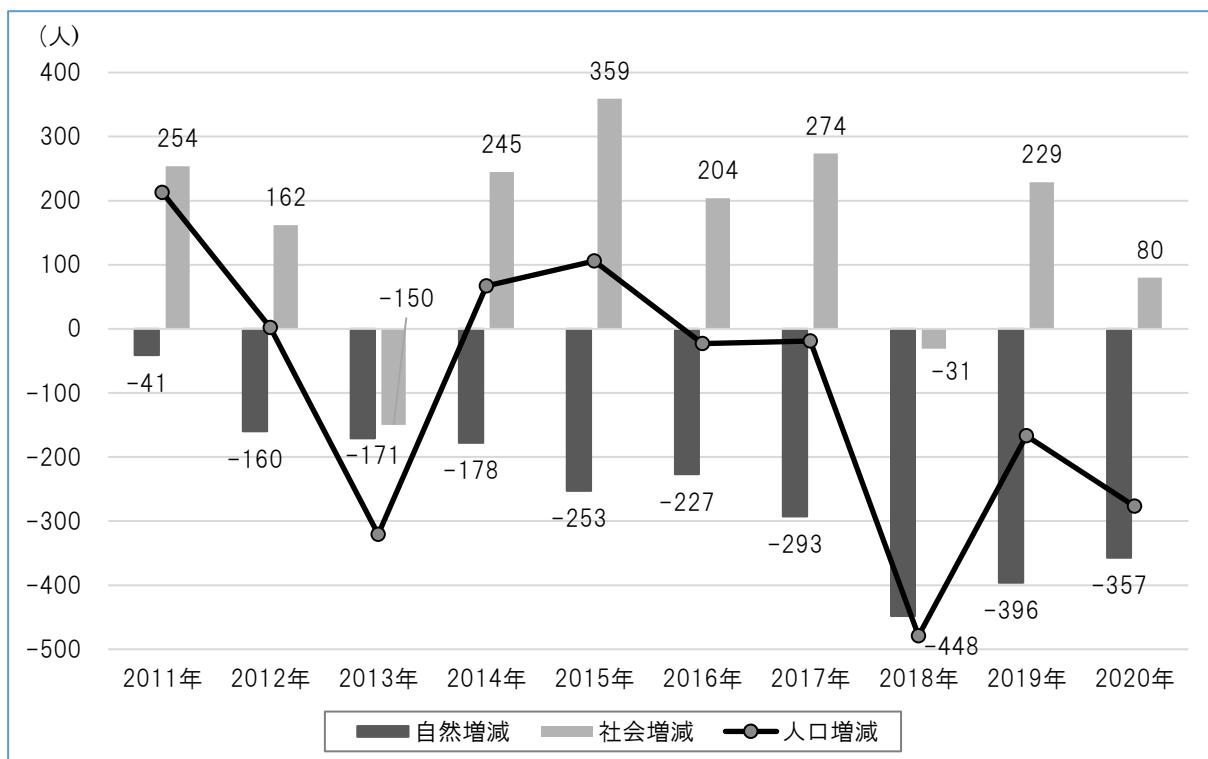
(2) 人口の将来予測



資料：国勢調査、丸亀市人口ビジョン（令和2年改訂版）

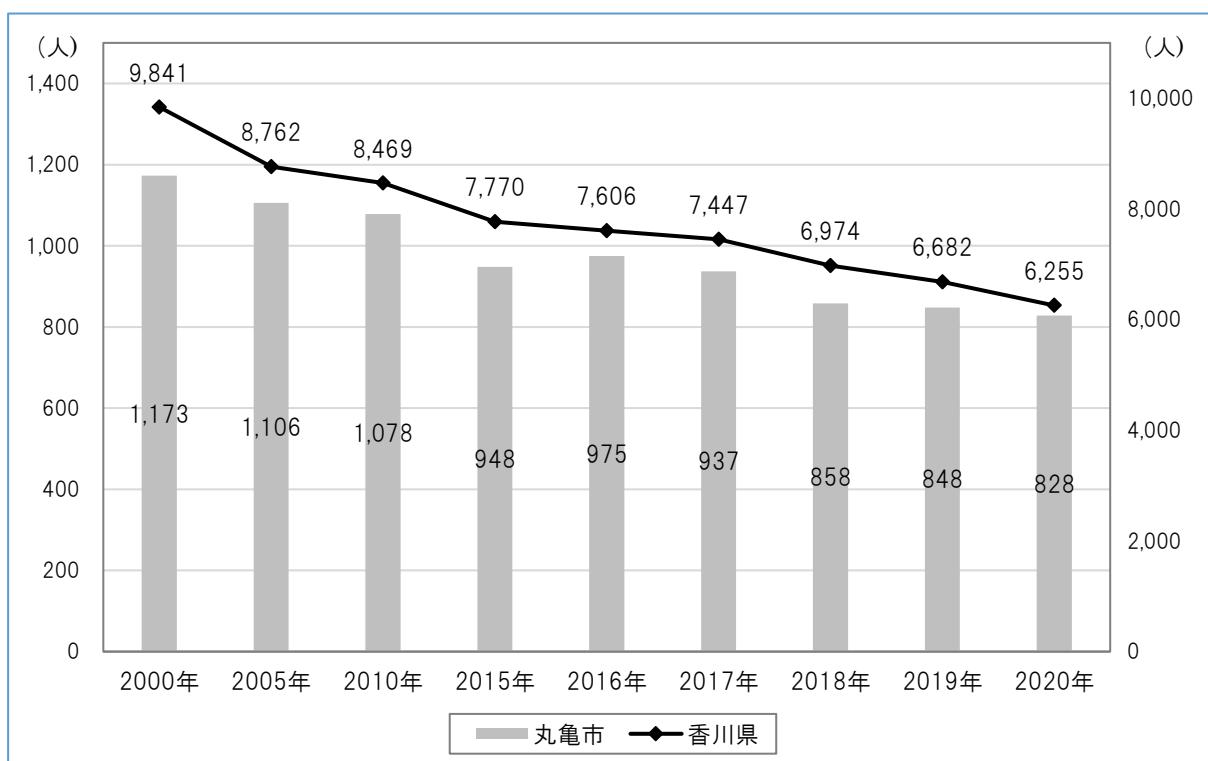
* 社人研：国立社会保障・人口問題研究所

(3) 自然増減と社会増減の状況



資料：香川県人口移動調査報告

(4) 出生数の状況



資料：香川県人口移動調査報告

第3章 市民の意識とニーズ

(1) アンケート調査結果概要

○調査の方法

対象：16歳以上の市民（住民基本台帳より無作為抽出）

方法：郵送配布、郵送及びWeb回収

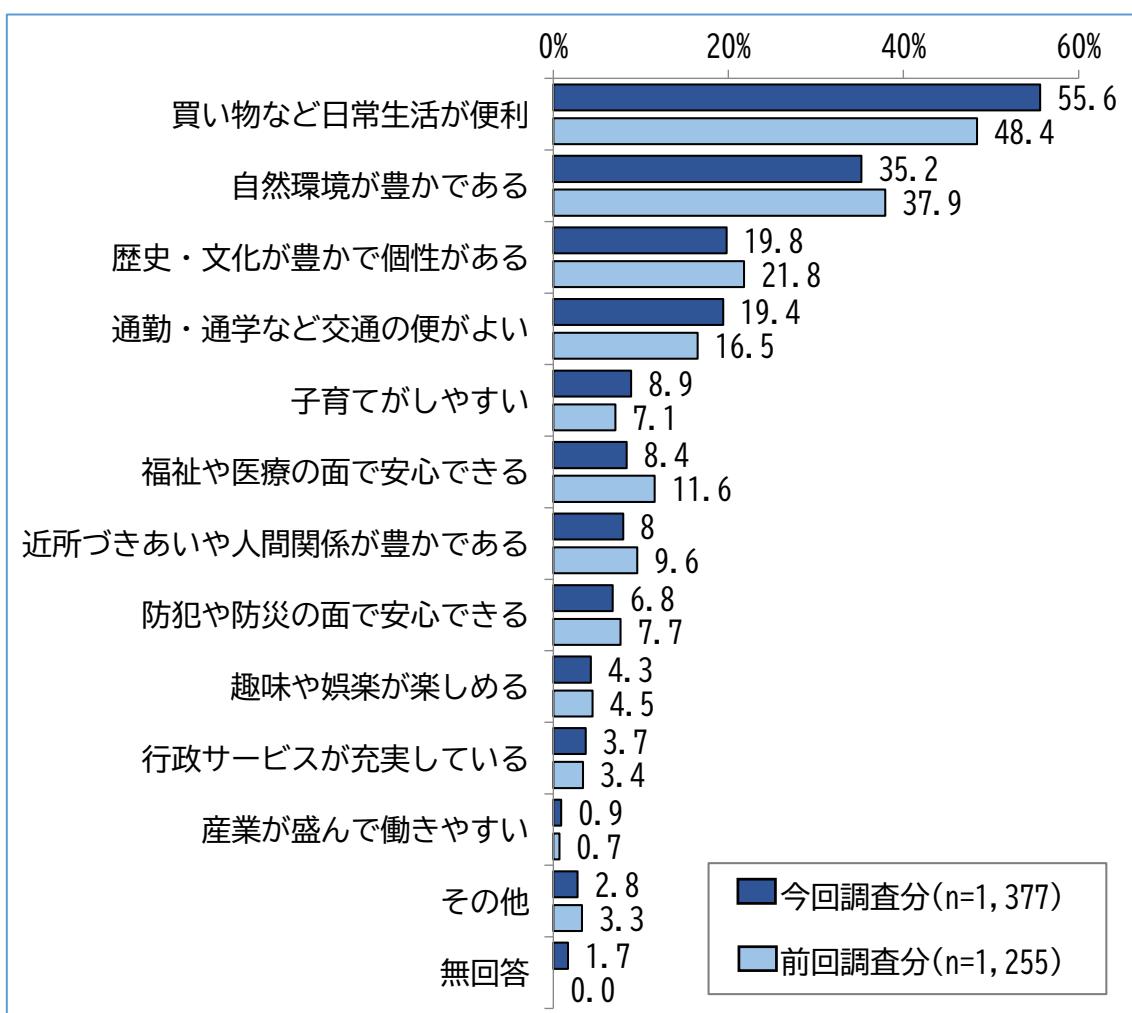
時期：令和3年5月28日～6月14日

配布数：3,000票

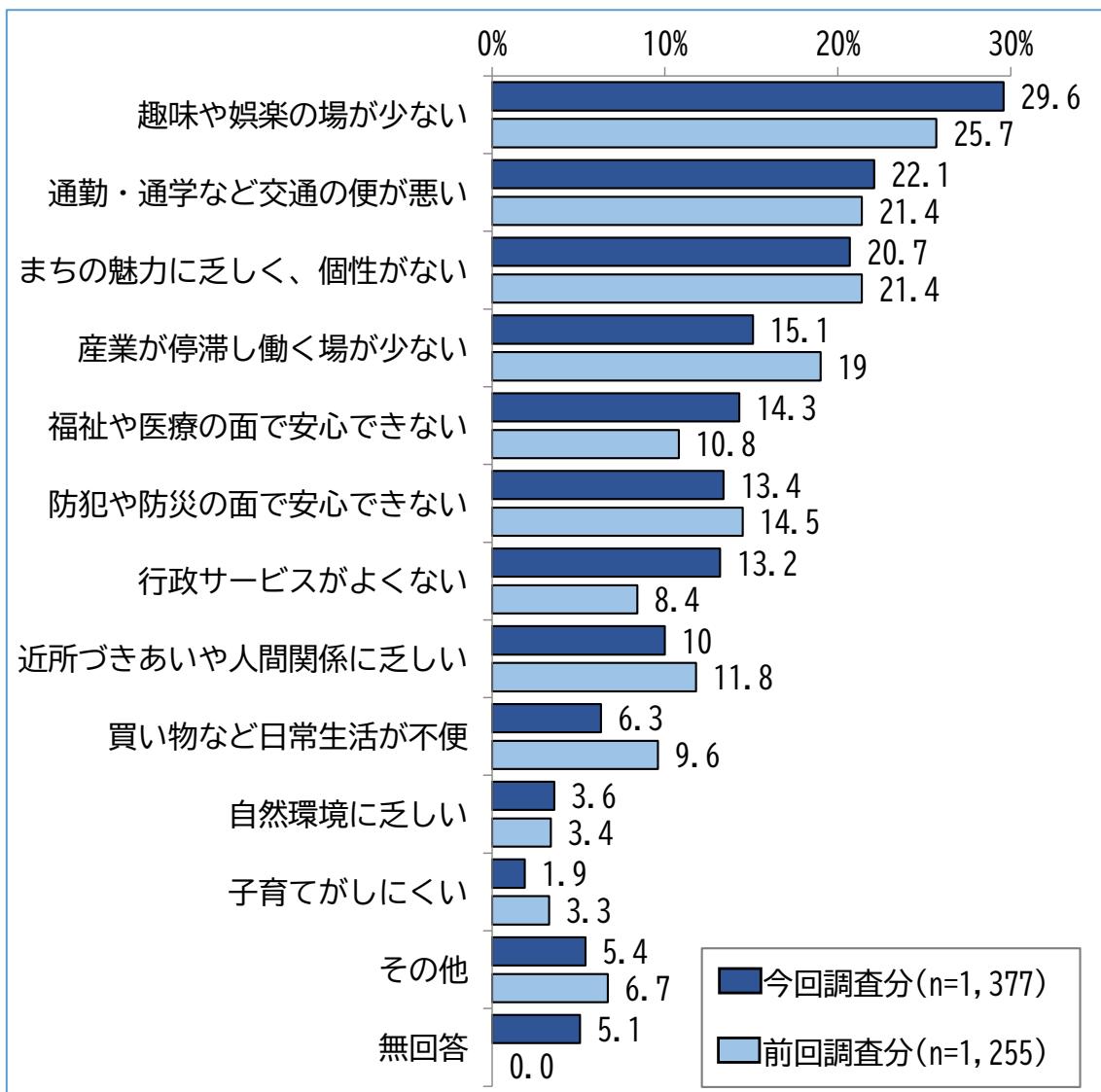
○調査の結果

回収数（率）：1,377票（45.9%） うちWeb回答231票（16.8%）

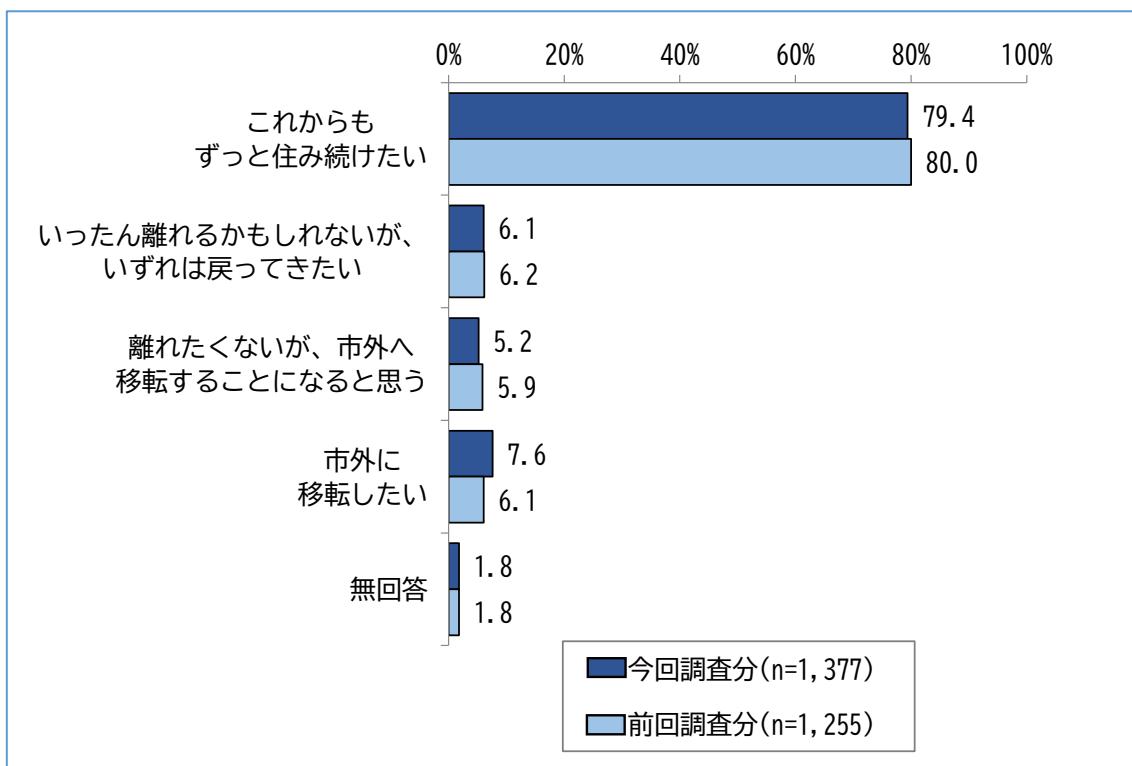
設問①丸亀市の魅力に感じる点



設問②丸亀市の魅力に乏しい点



設問③丸亀市への居住継続意向



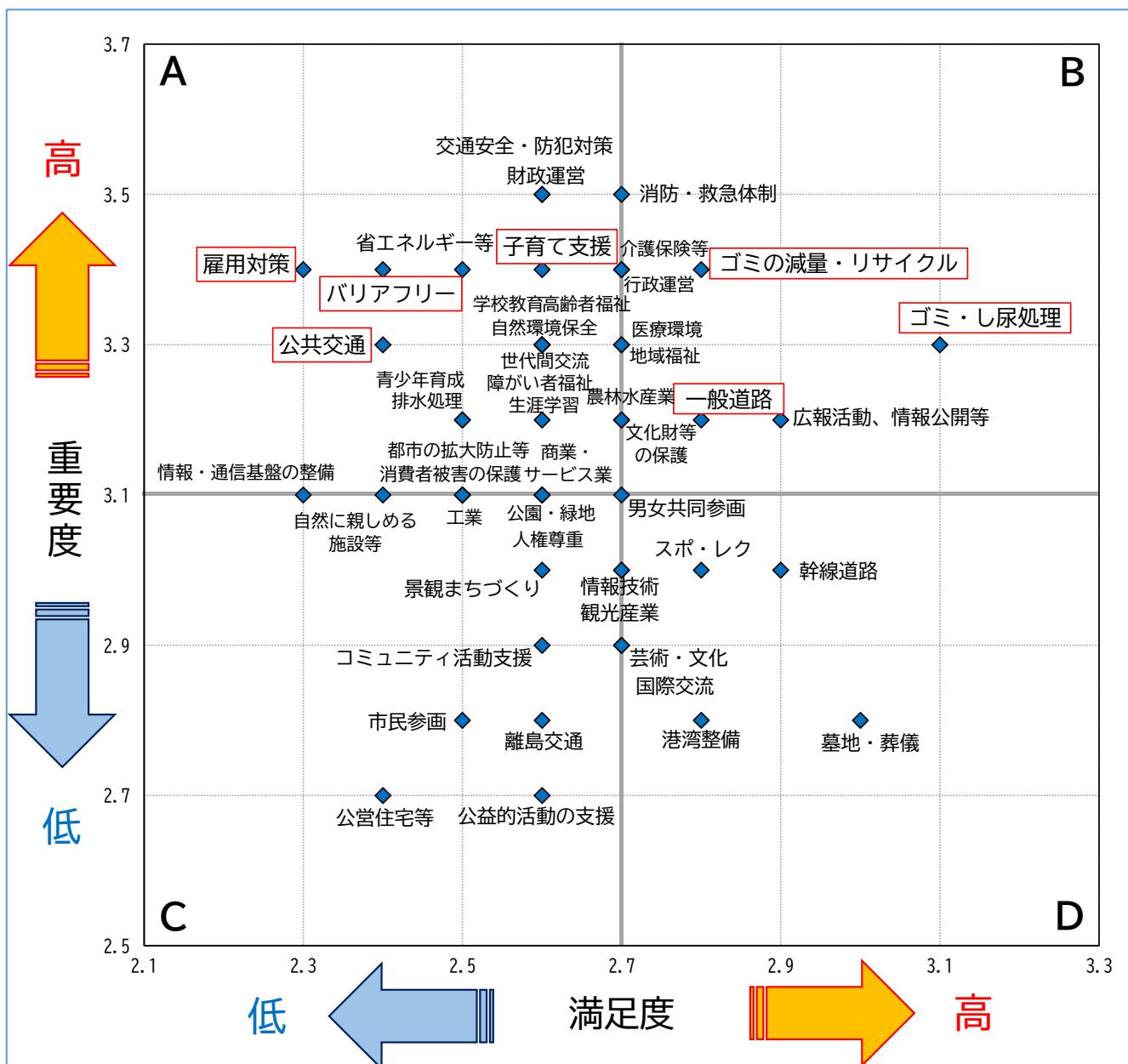
表：丸亀市への居住継続意向（年代別）

	調査数	これからもずっと住み続けたい	いったん離れるかもしれないが、いずれは戻ってきたい	離れたくないが、市外へ移転することになると思う	市外に移転したい	無回答
全体	1,377	79.4	6.1	5.2	7.6	1.8
年齢別	16～19歳	60	25.0	41.7	15.0	16.7
	20～29歳	85	48.2	25.9	10.6	14.1
	30～39歳	194	72.7	7.7	8.8	10.3
	40～49歳	202	78.7	5.9	4.5	8.9
	50～59歳	247	83.4	1.6	4.5	8.9
	60～69歳	292	87.3	0.7	3.8	5.8
	70歳以上	293	93.2	1.0	1.7	1.7
						1位 2位

設問④丸亀市の取組に対する評価分析

「現在の満足度」を横軸、「今後の重要度」を縦軸とし、各項目を評価点により表に落とすと下図のとおりとなり、AからDまでの4つの分野に大別できる。

A : 重点改善分野	B : 重点維持分野
満足度が低く、今後の重要度は高いとする意見が多い分野である。該当する項目への重点的取組により、市民の満足度を高めることが強く求められている。	満足度、重要度共に高いとする意見が多い分野である。重点分野として、今後も現在のサービス水準を維持していくことが強く求められている。
C : 改善分野	D : 維持分野
満足度、重要度共に低いとする意見が多い分野である。実施方法の改善や市民への周知などにより、できるだけ満足度を高めることが求められている。	満足度は高いが、今後の重要度は低いとする意見が多い分野である。できるだけサービス水準の維持に努めながらも、社会情勢や市の実情に見合った取組が求められている。



(2) 丸亀未来ミーティングの概要

第二次総合計画の改定や自治基本条例の見直しの検討にあたり、これから未来を担う若い世代の方たちに、丸亀市の未来や、その実現に向けてやるべきことなどを語ってもらいました。

○開催概要

日時：令和3年10月1日（金）18:30～20:30

場所：丸亀市市民交流活動センター（マルタス）1階多目的ホール

ファシリテーター：植谷澄子（香川短期大学生活文化学科准教授）

参加者（15名）：市と包括連携協定を結んでいる企業、大学等に所属する10代から40代までの方々（百十四銀行、香川銀行、コーパスかがわ、香川大学、四国学院大学、香川短期大学、四国職業能力開発大学校）

○10年後の丸亀市がどうなってほしい？

- | | |
|---------------|----------------------|
| ・住みやすい | ・活気のあるまち |
| ・自然と調和したまち | ・楽しく運動できる場所 |
| ・縁あふれる公園があるまち | ・自主性のある子どもに育つまち |
| ・交通網の発展 | ・都会と変わらない生活水準 etc... |

【テーマ1】SDGs達成のために実行すべきこと

	自分がすべき	丸亀市がすべき	企業・団体がすべき
グループ① (環境)	<ul style="list-style-type: none">・公共交通機関の利用・アイドリングストップ・こまめに消灯	<ul style="list-style-type: none">・電気自動車購入などへの補助金・市民への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none">・ごみを減らす工夫・デジタル化による紙の削減・クリーンエネルギーの開発
グループ② (経済)	<ul style="list-style-type: none">・再生利用品の購入・CSR活動を行う企業の製品購入	<ul style="list-style-type: none">・就労支援・技術者が活躍する機会の創出・自然エネルギーの積極的な活用	<ul style="list-style-type: none">・働きやすい職場環境・若手職員への技術継承・適切な在庫管理
グループ③ (人権教育福祉)	<ul style="list-style-type: none">・多文化への理解・学習意欲の向上	<ul style="list-style-type: none">・子ども食堂・無料野宿・不登校や入院中の子どもへのオンライン授業・社会保障の充実	<ul style="list-style-type: none">・フードバンク・社内でのハラスメント防止・市民から不要な本を回収、無償提供

【テーマ2】ICTを使った市民参画手法

ICT ×私たち		
防災	行政	イベント
<ul style="list-style-type: none"> ・Zoomを使った防災訓練 ・災害発生時の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙に関する動画配信 ・オンライン投票 ・セキュリティ強化 ・定期的アンケート配信 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを活用したPR

【テーマ3】コロナ禍における地方回帰策

「住む人に優しい」丸亀 ～制度編～	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援 ・医療費支援 ・移住の費用負担軽減 ・一歩行けば都会、一歩行けば田舎
「住めば都」丸亀 ～インフラ編～	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーWifi ・リモートワーク環境整備拡充 ・公共交通機関の充実
「映える」丸亀 ～環境・整備編～	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・人気スポットをつくる ・自然豊かなところをアピール ・健康寿命を延ばせる施設（スポーツジム、プール等）

【テーマ4】デジタルを使った働き方改革

ワーク・ライフ・バランスの充実 ～自分らしく生きるために！！～	
仕事面	生活面
<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン化（タブレット利用、オンライン研修） ・データ管理（デジタル書類、データ共有、電子申請、電子決裁） ・AIの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・リモートワークの充実（自宅だけでなく、場所を選ばず） ・育児・介護や家事との両立（転勤が不要になる）



第4章 前期基本計画の検証

(1) 行政評価の結果

丸亀市では、総合計画の着実な推進を図るため、市役所内部における自己評価（内部評価）と、市の附属機関である行政評価委員会での外部からの視点による評価（外部評価）を実施しています。内部評価は事業担当課による1次評価と、副市長・総務管理部局による2次評価を行っています。

＜評価基準＞

- A.計画を大きく上回る成果が出ている
- B.計画をやや上回る成果が出ている
- C.計画どおりの成果が出ている
- D.計画をやや下回る成果となっている
- E.計画を大きく下回る成果となっている

(2) 評価結果の概要

31の基本施策のうち、内部評価、外部評価とともにC評価が23と、ほとんどが「計画どおりの成果が出ている」という結果となっています。

一方で、外部評価でD評価となった基本施策の中でも、「公共交通の充実」は、本格化する高齢社会の観点からも充実が求められ、「災害に強い都市基盤の整備」も大規模災害が頻発する中、市民が安心して暮らせる環境づくりのために不可欠な取組となっています。さらに、コロナによるダメージからの回復を図る「商工業の振興」も急がれるところです。

また、内部評価においても、成果指標の進捗が目標に届いていない「緑のまちづくりの推進」や、遅れが生じている石垣修復を含めた「歴史的資源の保存と活用」がD評価となっています。さらに、健康や生きがいづくりなど重要な側面を持つ「スポーツの振興」ではスポーツ施設の利用者数が伸び悩み、「地域コミュニティの活性化」では、地域活動が衰退しないための方策が課題となっています。

これらの課題に対応しつつ、C評価とした施策も含めて市全体が総合的に発展していくよう、後期基本計画への改定にあたって、施策や重点プロジェクト、成果指標の再整理をするよう見直しが求められています。

※行政評価では、5段階評価とともに、成果指標の状況、

各施策の取組状況や今後の課題、必要な所見などを整理し、⇒
報告書としてホームページで公表しています。



<https://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/i38110/> (第二次総合計画後期基本計画)

行政評価結果一覧

第二次総合計画体系				担当部署	1次評価	2次評価	外部評価
基本方針		基本施策					
I 心豊かな 子どもが育つ	1	子育て支援の充実	健康福祉部	C	C	C	
			教育部	C			
	2	子どもの教育の充実	市民生活部	C	C	C	
			教育部	C			
II 安心して暮らせる	3	環境に配慮した社会づくり	市民生活部	C	C	C	
			産業文化部	C			
	4	廃棄物の適正処理と再資源化	市民生活部	D	D	D	
	5	緑のまちづくりの推進	都市整備部	D	D	D	
	6	土地利用と住環境の充実	都市整備部	C	C	C	
			産業文化部	C			
	7	公共交通の充実と離島振興	市民生活部	C	C	D	
			都市整備部	D			
	8	道路環境の整備	都市整備部	C	C	C	
	9	生活排水処理施設の整備	都市整備部	C	D	C	
	10	災害に強い都市基盤の整備	都市整備部	D	D	D	
	11	危機管理体制の強化	市長公室	C	C	C	
	12	消防・救急体制の充実	消防本部	C	C	C	
	13	交通安全・生活安全の充実	市長公室	C	C	C	
			都市整備部	C			
III 活力みなぎる	14	農林水産業の振興	産業文化部 農業委員会事務局	C	C	C	
	15	商工業の振興	産業文化部	C	C	D	
	16	観光・交流の促進	市長公室	D	D	C	
			産業文化部	C			
IV 健康に暮らせる	17	地域保健・医療の充実	健康福祉部	C	C	D	
	18	高齢者福祉の充実	健康福祉部	C	C	C	
	19	障がい者福祉の充実	健康福祉部	C	C	C	
	20	暮らしを支える福祉の充実	健康福祉部	C	C	C	
V みんなでつくる	21	歴史的資源の保存と活用	教育部	C	D	D	
	22	文化芸術の振興	産業文化部	C	C	C	
	23	生涯学習活動の推進	市民生活部	C	C	C	
	24	スポーツの振興	市民生活部	D	D	D	
	25	人権尊重社会の実現	市長公室	C	C	C	
			総務部	C			
			教育部	C			
	26	男女共同参画社会の実現	総務部	C	C	C	
	27	情報発信と地域情報化	市長公室	C	C	C	
			総務部	C			
	28	市民参画と協働の推進	市長公室	C	C	C	
			市民生活部	C			
	29	地域コミュニティの活性化	市民生活部	C	D	C	
	30	財政運営の効率化	総務部	C	C	C	
			ポートレース事業局	B			
	31	行政運営の最適化	市長公室	C	C	C	

1次評価結果 B : 1、C : 36、D : 6

2次評価結果 C : 23、D : 8

外部評価結果 C : 23、D : 8

第2部 基本構想

基本構想:8年間【平成30(2018)年度)～令和7(2025)年度】

第1章 将来像と基本方針

基本構想では、第二次総合計画の8年間において、目指していくまちの姿である「将来像」と、将来像を実現するための、まちづくりの「基本方針」を定めます。

さらに、市長が特に力を入れて取り組むまちづくりの考え方を「10の市長方針」として示します。

(1) 将来像

前期基本計画で8年間の基本構想として定めた将来像を引き継ぎ、後期基本計画においても、市民一人ひとりが豊かで暮らしやすいと実感できるまちづくりを進めます。

目指すべき将来像

豊かで暮らしやすいまち 丸亀

(2) 基本方針

8年間の基本構想で定めた、まちづくりの5つの基本方針は以下のとおりです。

I 心豊かな子どもが育つまち

人口減少や少子高齢化は、市民の暮らしをはじめ、社会の様々な面で影響を及ぼすことから、豊かで暮らしやすいまちを実現するためには、子どもから高齢者までのバランスの良い人口構造が必要であり、特に出生数の向上に関する取組は急務となっています。

妊娠・出産から安心して子育てができ、丸亀の未来を担う子どもたちが心豊かに、健やかに成長できる環境を充実し、笑顔あふれる子どもたちが育つまちを目指します。

II 安心して暮らせるまち

安心して快適に暮らせる環境は、生活における満足感や心のゆとりをもたらすものであり、市民が心から求めている暮らしの要素の一つと考えられます。

安心できる生活環境の整備や基盤の強化に合わせて、生活の利便性の向上を図る取組を推進し、これまで以上に住みよいまちづくりを目指します。

III 活力みなぎるまち

人口減少と地方創生の進展に伴い、地域間競争が激しくなる中で、丸亀市が将来にわたり発展し続けるためには、地元産業の持続的な成長を支援することが第一です。

また、定住人口の減少による地方消費を補う意味において、交流人口や関係人口の拡大を図る取組が、これまで以上に求められています。

地域産業の活性化により、働く環境を充実するとともに、多くの人でぎわうまちづくりを進め、市民と地域の活力がみなぎる、元気なまちを目指します。

IV 健康に暮らせるまち

生活習慣病や高齢化の進行といった社会的課題が取り巻く中、生涯にわたって健康に暮らることは、市民の誰もが願う身近なテーマとなっています。

健康寿命の延伸に向けて、市民の健康づくりを推進するとともに、高齢者や障がいのある方などサポートの必要な方に対しては、支援の充実だけでなく、地域の担い手としても活躍できる環境づくりを進め、全ての市民がいきいきと暮らしていくまちを目指します。

V みんなでつくるまち

地域の課題や行政課題が複雑・多様化する中、持続可能な行政運営を実現していくためには、行政力の向上が不可欠であり、一方で、市民をはじめ、教育機関や民間企業など多様な主体との協働により、まちをあげて地域づくりを進める機運を高めることも大切です。

これから丸亀市をみんなでつくることにより、市民がわがまちへの愛着、誇りを持ち、楽しみや生きがいを持って暮らすことができるまちを目指します。

第2章 市長方針

まちづくりの5つの基本方針の中でも、市長が特に力を入れて推進する施策を次のとおり定めます。

I 心豊かな子どもが育つまち

① まち全体で子どもを育てる環境をつくる

地域と学校の連携強化により、「まち全体が学校」と言える環境づくりを進め、丸亀で育ったことを誇りに思い、新しい時代をしなやかに生き抜ける子どもの育成を進めます。

II 安心して暮らせるまち

② 身近な公園や緑で笑顔あふれるまちをつくる

身近な公園が少ない本市の現状を踏まえ、子どもたちが元気いっぱいに遊び、市民の笑顔があふれる公園の整備を進めます。

③ 中心市街地の活性化と多極連携によるまちをつくる

新庁舎、市民交流活動センター（マルタス）の完成とともに、民間の設備投資や新たな人の動きが見られる中、丸亀港から丸亀駅、そして丸亀城までを軸とした街なかのゾーンに新たにぎわいを生み出し、島しょ部や綾歌・飯山地区の地域拠点とも有機的に結び付け、まち全体の活性化に取り組みます。

④ 安全で快適な暮らしの基盤をつくる

浸水被害などの防災対策、市民の防災意識の向上による災害に強いまちづくり、また、道路や下水道などの着実なインフラ整備により、安全で快適な暮らしの基盤を強化します。

III 活力みなぎるまち

⑤ 農業や水産業の元気なまちをつくる

6次産業化の促進や農水産物の消費拡大など儲かる農水産業を目指しながら、担い手の育成・確保や耕作放棄地の有効活用などの課題を解決し、農水産業の活力増強を図ります。

⑥ わがまちの企業の魅力発信で働く世代が増えるまちをつくる

地域産業の成長を支えながら、インターンシップ事業や子どもたちへの地元産業の教育など、市内の魅力ある企業をアピールする取組を推進し、本市の活力の源となる働く世代が増えるまちづくりを進めます。

IV 健康に暮らせるまち

⑦ 人を敬い誰もがいつまでも幸せに暮らせるまちをつくる

市民みんながお互いを敬い、地域で支え合う福祉を推進し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが幸せに暮らし続けられるまちづくりを進めます。

V みんなでつくるまち

⑧ 文化芸術や生涯学習の活動を支える基盤をつくる

新市民会館整備など、文化芸術や生涯学習活動を支える基盤づくりを着実に進め、歴史と文化の薫るまちとしての進化を目指します。

⑨ スポーツの力を生かしたまちをつくる

県内有数のスポーツ拠点である丸亀総合運動公園の強みを生かしながら、スポーツの力による健康づくりやにぎわいづくりを進めます。

⑩ 広域連携等により持続可能な行財政運営を推進する

一つの行政区域に留まらない広域的課題が増えるとともに、今後も厳しい財政状況が想定される中で、近隣市町との広域連携の強化や民間活力の活用などにより、持続可能な行財政運営を推進します。

第3部 基本計画

基本計画:4年間【令和4(2022)年度～令和7(2025)年度】

計画の体系図

将来像	基本方針	市長方針	No.	基本施策	No.	重点プロジェクト	
豊かで暮らしやすいまち丸亀	Ⅰ 心豊かな子どもが育つまち ① 環境を全うでる子どもを育てる	① 環境を全うでる子どもを育てる	1	子どもの教育の充実	1	コミュニティ・スクールの推進 ☆	
					2	G I G A スクール構想の推進 ☆	
					3	教職員の働き方改革の推進	
					4	学校施設の環境整備 ☆	
					5	学校給食による食育の充実	
					42	小児生活習慣病予防対策の推進【再掲】	
					58	地域学校協働活動の推進【再掲】	
					63	インターネットによる人権侵害対策【再掲】	
			Ⅱ 安心して暮らせるまち ② ③ ④ 笑身多中基安 顔近極心盤全 あな連市をで ふ公携街つ快 れ園に地く適 るやよのるな ま緑る活暮 ちでま性らし をち化しの つをと くづく くる	2	子育て支援の充実	6	待機児童の解消
					7	子育て世帯の負担軽減	
					8	放課後児童対策の充実	
					9	まる育サポートの充実	
					10	発達障がい児支援の充実	
					11	D V 及び児童虐待防止の推進	
					12	子どもの貧困対策の推進	
				Ⅲ 活力みなぎるまち ⑤ ⑥ 元農増魅わ 気業え力が なやる發ま ま水ま信ち ち産ちでの を業を働企 つのつく業 くく世の るる代 が	3	環境に配慮した社会づくり	13
		4	廃棄物の適正処理と再資源化		14	ごみ分別収集の推進 ☆	
		5	緑のまちづくりの推進		15	公園の整備	
		6	土地利用と住環境の充実		16	大手町地区4街区の再編	
					17	中心市街地の活性化 ☆	
					18	空家対策の強化	
					19	地籍調査の推進 ☆	
		7	公共交通の充実と離島振興		20	スマートモビリティの推進 ☆	
					21	日本遺産等による交流人口増加と移住促進	
		8	道路環境の整備		22	主要幹線道路の整備	
					23	道路舗装単独修繕計画の推進	
		9	生活排水処理施設の整備		24	生活排水処理施設の整備促進 ☆	
		10	災害に強い都市基盤の整備		25	民間における耐震対策の推進 ☆	
					26	浸水被害対策の推進	
		11	危機管理体制の強化	27	自主防災組織の体制強化		
		12	消防・救急体制の充実	28	消防力の強化 ☆		
		13	交通安全・生活安全の充実	29	高齢者交通安全対策の推進		
	Ⅲ 活力みなぎるまち ⑤ ⑥ 元農増魅わ 気業え力が なやる發ま ま水ま信ち ち産ちでの を業を働企 つのつく業 くく世の るる代 が	14	農林水産業の振興	30	生産基盤の強化 ☆		
				31	後継者の育成と確保		
				32	6次産業化の推進		
				36	地域産品の販路拡大支援【再掲】		
			15	商工業の振興	33	産業教育の充実	
				34	インターンシップの充実		
				35	企業立地の促進		
				36	地域産品の販路拡大支援		
		16	観光・交流の促進	37	地場・伝統産業の振興		
				38	創業・第二創業等の支援		
				39	丸亀版DMOの推進		

☆後期基本計画での新規重点プロジェクト

将来像	基本方針	市長方針	No.	基本施策	No.	重点プロジェクト	
将来像 IV 健康に暮らせるまち 豊かで暮らしさやすいまち丸亀	(7) 幸せを敬む暮いら誰せもるがまちつをまつでくもる (8) 文化芸術や生涯学習の活動を支える基盤をつくる (9) スポーツの力により持続可能な行政運営を推進する V みんなでつくるまち	(10) 広域連携等により持続可能な行政運営を推進する	17 地域保健・医療の充実	40 感染症対策の推進 ☆ 41 糖尿病等予防対策の推進 42 小児生活習慣病予防対策の推進 43 食育による健康増進の実現	40	感染症対策の推進 ☆	
					41	糖尿病等予防対策の推進	
					42	小児生活習慣病予防対策の推進	
					43	食育による健康増進の実現	
			18 高齢者福祉の充実	44 医療・介護連携の推進 45 在宅老人福祉サービスの充実 46 生活支援体制整備事業の推進 47 一般介護予防事業の充実	44	医療・介護連携の推進	
					45	在宅老人福祉サービスの充実	
					46	生活支援体制整備事業の推進	
					47	一般介護予防事業の充実	
			19 障がい者福祉の充実	48 障がい者の自立支援 ☆ 49 地域と連携した支援の充実 ☆ 50 障がい児への相談機能の強化 ☆	48	障がい者の自立支援 ☆	
					49	地域と連携した支援の充実 ☆	
					50	障がい児への相談機能の強化 ☆	
			20 暮らしを支える福祉の充実	51 地域で支え合う環境の充実 ☆ 41 糖尿病等予防対策の推進【再掲】	51	地域で支え合う環境の充実 ☆	
					41	糖尿病等予防対策の推進【再掲】	
			21 歴史的資源の保存と活用	52 丸亀城の石垣整備 53 文化財の保存・活用 ☆	52	丸亀城の石垣整備	
					53	文化財の保存・活用 ☆	
			22 文化芸術の振興	54 文化施設を拠点とした文化芸術の振興 ☆ 55 多様な主体と連携した文化芸術の振興 ☆ 56瀬戸内国際芸術祭との連携 57 新市民会館の整備	54	文化施設を拠点とした文化芸術の振興 ☆	
					55	多様な主体と連携した文化芸術の振興 ☆	
					56	瀬戸内国際芸術祭との連携	
					57	新市民会館の整備	
			23 生涯学習活動の推進	58 地域学校協働活動の推進 59 生涯学習機会の充実 ☆ 1 コミュニティ・スクールの推進【再掲】	58	地域学校協働活動の推進	
					59	生涯学習機会の充実 ☆	
					1	コミュニティ・スクールの推進【再掲】	
			24 スポーツの振興	60 スポーツを通じた健康づくりの推進 61 スポーツを通じたにぎわいづくりの推進 62 体育施設等の環境整備	60	スポーツを通じた健康づくりの推進	
					61	スポーツを通じたにぎわいづくりの推進	
					62	体育施設等の環境整備	
			25 人権尊重社会の実現	63 インターネットによる人権侵害対策 64 障がいを理由とする偏見や差別への対策 ☆ 65 性的少数者の人権対策 66 部落差別解消の推進	63	インターネットによる人権侵害対策	
					64	障がいを理由とする偏見や差別への対策 ☆	
					65	性的少数者の人権対策	
					66	部落差別解消の推進	
			26 男女共同参画社会の実現	67 ワーク・ライフ・バランスの推進 68 女性活躍の推進 69 DVなどの根絶	67	ワーク・ライフ・バランスの推進	
					68	女性活躍の推進	
					69	DVなどの根絶	
			27 情報発信と地域情報化	70 多様な情報発信の充実 71 地域情報化の推進 ☆	70	多様な情報発信の充実	
					71	地域情報化の推進 ☆	
			28 市民参画と協働の推進	72 自治基本条例の推進 ☆ 73 市民交流活動センター（マルタス）の活用 74 主権者教育の推進 ☆	72	自治基本条例の推進 ☆	
					73	市民交流活動センター（マルタス）の活用	
					74	主権者教育の推進 ☆	
					75	コムニティ活動の活性化と自治会加入促進	
			30 財政運営の効率化	76 基金の効果的活用と残高確保 77 持続可能な財政運営の推進 ☆ 78 ふるさと納税の推進 ☆ 79 ポートレース事業経営基盤の強化	76	基金の効果的活用と残高確保	
					77	持続可能な財政運営の推進 ☆	
					78	ふるさと納税の推進 ☆	
					79	ポートレース事業経営基盤の強化	
			31 行政運営の最適化と広域連携の推進		80	S D G s の推進 ☆	
					81	行政改革の推進	
					82	定住自立圏構想等の推進	
					83	デジタル人材の育成・確保 ☆	
					84	自治体D Xの推進 ☆	

(参考)第二次総合計画後期基本計画と17のSDGsとの関係

1 子どもの教育の充実	2 子育て支援の充実	3 環境に配慮した社会づくり	4 廃棄物の適正処理と再資源化	5 緑のまちづくりの推進	6 土地利用と住環境の充実	7 公共交通の充実と離島振興	8 道路環境の整備	9 生活排水処理施設の整備	10 災害に強い都市基盤の整備	11 危機管理体制の強化	12 消防・救急体制の充実	13 交通安全・生活安全の充実	14 農林水産業の振興	15 商工業の振興	16 観光・交流の促進	17 地域保健・医療の充実	18 高齢者福祉の充実	19 障がい者福祉の充実	20 暮らしを支える福祉の充実	21 歴史的資源の保存と活用	22 文化芸術の振興	23 生涯学習活動の推進	24 スポーツの振興	25 人権尊重社会の実現	26 男女共同参画社会の実現	27 情報発信と地域情報化	28 市民参画と協働の推進	29 地域コミュニティの活性化	30 財政運営の効率化	31 行政運営の最適化と広域連携の推進								
	●	●		●															●						●													
	●	●		●													●																					
	●	●	●	●												●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
	●	●																																				
		●															●																	●	●			
			●						●																													
			●																																			
			●															●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
			●						●									●																●				
	●																		●		●	●												●				
			●			●	●	●	●									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
			●	●																																		
			●																																			
			●	●														●																				
			●		●																																	
		●																																				
																																						

I 心豊かな子どもが育つまち

市長方針①

まち全体で子どもを育てる環境をつくる

施策1 子どもの教育の充実

(1) 目指す姿



地域、家庭、学校、行政が協力し、まち全体が一体となって子どもを育てる環境を充実させながら、主体性と公共性を備えた豊かな人格の子どもの育成を図ります。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.1 コミュニティ・スクールの推進、No.58 地域学校協働活動の推進(再掲)

▶保護者や地域に開かれた学校運営のもと、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールを推進し、地域とともにある学校を目指します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
学校が楽しいと感じる児童生徒の割合(①小学生、②中学生)	①91.5% ②89.4%	①93% ②91%	楽しい学校・学級づくりアンケート結果による (全児童生徒対象)
地域との関わりがあると感じる児童生徒の割合(①小学生②中学生)	①66.9% ②43.4%	①70% ②50%	

No.2 GIGAスクール構想※の推進

▶GIGAスクール構想の実現に向け、ICT教育の環境整備や教員の指導力向上などによる指導体制の充実を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
授業が分かると感じる児童生徒の割合(①小学生②中学生)	①90.5% ②84.4%	①92% ②86%	楽しい学校・学級づくりアンケート結果による(全児童生徒対象)

No.3 教職員の働き方改革の推進

▶働き方改革や業務改善により、教職員の業務負担を軽減し、日々の教育活動の質の向上を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
教職員の時間外勤務時間の削減率	—	25%	令和2年度の時間外勤務時間を基準に、25%削減を目標

※GIGAスクール構想：1人1台端末と高速大容量ネットワークを用いて、多様な子どもたちそれぞれに個別最適化された教育を実践し、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること

No.4 学校施設の環境整備

- ▶学校施設については、長寿命化計画に基づいた維持管理を基本としつつ、安全対策や環境改善など状況に応じた対応もとりながら、安心して快適に学べる教育環境の確保に努めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
長寿命化改修等の整備件数	—	7件	計画期間中の累計

No.5 学校給食による食育の充実

- ▶学校給食を通じて、地産地消、食文化の継承や多様な食の体験に取り組むなど、子どもたちの食に関する関心を高め、望ましい食習慣の形成を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
地産交流会の実施回数	11回 (令和元年度)	12回	地元生産者との連携による、学校での児童との交流会の開催数 (基準値はコロナの影響前)

No.42 小児生活習慣病予防対策の推進(再掲)

- ▶小児生活習慣病予防健診の活用など、子どもの生活習慣病予防を推進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
小児生活習慣病予防健診の二次健診受診率(①小学生②中学生)	①59.1% ②48.7%	①65% ②55%	小学4年生、中学2年生対象

No.63 インターネットによる人権侵害対策(再掲)

- ▶スマートフォン等の適切な利用などインターネットによる人権侵害対策を進めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
校長会等を通じた周知啓発回数	1回	3回	—

(3) その他の施策の展開

①就学前教育・保育の充実

- ▶幼稚園・保育所・こども園、どの施設においても等しく質の高い教育・保育が受けられる体制を整えます。

- ▶幼稚園・保育所・こども園職員の交流や研修により職員の資質向上を図ります。

②学校教育の充実

- ▶充実感、安定感、有用感を感じることができる教育活動を通して一人ひとりの自己実現を図り、生きる力(確かな学力、豊かな心、健やかな体)を育みます。

- ▶少人数教育の流れの中、個に応じたきめ細かな学びの充実に努めます。

③教育・保育機関、家庭、地域の連携

- ▶就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続に向けて、相互連携に努めます。
- ▶地域資源を生かした教育や地域の人たちとの関わり合いによる社会体験を教育に組み入れ、わが郷土「丸亀」を誇りに思う心を育みます。

④健やかな体の育成

- ▶望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、自ら運動に親しみ、いきいきと生活できるよう、健やかな体を育む教育を推進します。

⑤外国語活動の充実と多文化共生の推進

- ▶新学習指導要領の全面実施による外国語の教科化を受け、一層の教職員の資質向上に取り組み、外国語活動の充実を図ります。
- ▶外国語指導助手の配置等により、外国人や外国語を身近に感じる環境で、国際感覚の育成など多文化共生の推進に努めます。

⑥子どもの安心と安全の確保

- ▶いじめや不登校などの心の問題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる専門性を生かした相談支援体制の充実に努めます。
- ▶関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実を図り、適切な支援に努めます。
- ▶子どもの安全確保のため、地域、保護者、学校の連携による見守り活動を推進します。
- ▶青少年の非行を防止し、健全な育成を図るため、警察など関係機関との連携のもと、補導・相談・育成活動の充実に努めます。

⑦教育の均等な機会の確保

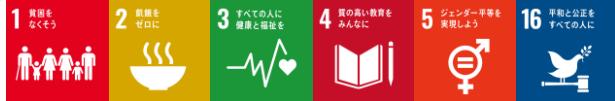
- ▶経済的な理由で高等学校や大学等への進学をあきらめることがないよう、入学金の貸付や給付型奨学金などにより修学支援を図ります。

(4) 関連する個別計画

- ・教育大綱
- ・学校施設長寿命化計画
- ・生涯学習推進計画

施策2 子育て支援の充実

(1) 目指す姿



行政、事業者など地域社会と家庭が力を合わせて、全ての子どもの明るく健やかな成長を支え、安心して子どもを産み育てられるまちの実現を目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.6 待機児童の解消

- ▶保育士の修学資金や就職準備金など保育士確保につながる資金援助のほか、業務負担の軽減や働き方改革、私立園に対する支援の充実など、様々な側面から保育士の新規雇用と離職防止対策に取り組みます。
- ▶保育の需給バランスや施設の老朽化などを踏まえながら、就学前教育・保育施設の適正な管理を進めるとともに、私立園とも協力しながら、持続可能な保育環境を目指します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
待機児童数(①4月1日、②10月1日時点)	①0人 ②66人	①0人 ②0人	—
幼稚園・保育所・こども園の統廃合等件数	-	2件	—

No.7 子育て世帯の負担軽減

- ▶一時預かりや病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター※など、子育て世帯の負担を軽減し、安心して子育てできる環境を充実させます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
一時預かり事業の実施箇所数	7か所	8か所	—
病児・病後児保育の実施箇所数	1か所	2か所	—
ファミリー・サポート・センターの登録者数	1,144人	1,200人	—

No.8 放課後児童対策の充実

- ▶子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、青い鳥教室※の環境整備を進めるとともに、地域の方々の協力も得ながら、放課後子供教室の充実に努めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
青い鳥教室の待機児童数	0人	0人を維持	—

※ファミリー・サポート・センター：子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり助け合う組織のこと

※青い鳥教室：児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業の丸亀市における名称で、放課後、保護者が労働等により家庭に不在の小学生に対して、学校施設などをを利用して遊びや生活の場を提供する事業のこと

No.9 まる育サポート※の充実

- ▶妊娠届出時からの継続した母子保健対策・支援を行う「ハッピーサポート丸亀」と、子育て家庭の相談全般について専門的な対応を行う「あだあじお」の連携による総合相談窓口「まる育サポート」により、妊娠期から18歳までの子育て期にわたって、切れ目のない支援に努めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
まる育サポート相談件数	402 件	1,000 件	—
妊娠届出時の面接実施率	97.8%	100%	妊娠届出時に妊婦本人と面接を行った割合

No.10 発達障がい児支援の充実

- ▶N P O 法人等との協働のもと、発達障がい児の成長を支え、適切な教育・保育を受けられるよう支援します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
発達障がいにかかる巡回カウンセリング対象園数	39 園	40 園	市内就学前保育施設の巡回園数

No.11 DV及び児童虐待防止の推進

- ▶DV ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との連携を強化し、DV や児童虐待の未然防止と支援の充実を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
DV相談受付件数	43 件	80 件	—
児童虐待相談受付件数	1,719 件	2,000 件	—
児童虐待の終結件数の割合	45.8%	50%	—

No.12 子どもの貧困対策の推進

- ▶子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、居場所づくりなど、貧困の状況にある子どもの健やかな成長を支援します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
子どもの居場所箇所数	3か所	6か所	—

(3) その他の施策の展開

①妊娠期からの支援(母子保健)

- ▶安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠届出時から就学までの、切れ目のない母子保健対策「ハッピーサポート丸亀」を推進します。
▶妊婦・乳幼児健康診査や予防接種など、母子保健・医療の充実に努めます。

②子育て支援サービスの充実

- ▶0・1・2歳児に対する支援のほか、児童館や地域子育て支援拠点事業による子育て家庭の居場所づくりなど、子育て支援サービスの充実に努めます。

※まる育サポート：子育てに関する悩みなどを相談できる子育て支援総合相談窓口のこと

③就学前教育・保育環境の充実

- ▶多様な保育ニーズへの対応や、需給バランスに基づく保育サービスの充実を図ります。

④経済的負担の軽減

- ▶子ども医療費や学校納付金の軽減など、国や県と連携した子育て家庭の経済的支援を図ります。
- ▶国の幼児教育費無償化と合わせて市独自の給食費無償化を実施するほか、乳幼児の保護者等に育児用品の無料貸出しを行うなど、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

⑤支援を必要とする子どもや家庭への対応

- ▶教育機関や医療・福祉機関等との連携のもと、ヤングケアラー※の早期発見に努め、ケアを要する家族への適切な福祉サービスの提供や、子どもが本来受けるべき生活の保障を図ります。

(4) 関連する個別計画

- ・こども未来計画

※ヤングケアラー：障がいや病気などケアを必要とする家族がいる場合に、本来大人が担うような家事や家族のサポートを担っている18歳未満の子どもで、本来受けるべき学業や生活にまで支障が出ていることが問題となっている。

Ⅱ 安心して暮らせるまち

市長方針②

身近な公園や緑で笑顔あふれるまちをつくる

市長方針③

中心市街地の活性化と多極連携によるまちをつくる

市長方針④

安全で快適な暮らしの基盤をつくる

施策3 環境に配慮した社会づくり



(1) 目指す姿

環境教育や美化活動を通じて、市民一人ひとりの環境保護意識の高揚を図るとともに、ゼロカーボンシティ※宣言（令和3年3月）のもと、地球温暖化防止に向けたカーボンニュートラルを推進し、SDGsが目標とする持続可能な発展に貢献するまちづくりを目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.13 カーボンニュートラルの推進

- ▶太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進や、省エネルギー化の推進により、エネルギーの有効活用を図ります。
- ▶環境保全率先実行計画のもと、照明・空調等の運用の適正化や、設備更新時の省エネルギー対策など、市役所自らが率先して環境負荷の少ない持続可能なまちづくりに取り組みます。
- ▶ゼロカーボンシティに向けた取組を市をあげて推進するため、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定し、具体的な実践を図ります。

※ゼロカーボンシティ：2050年までに温室効果ガス（または二酸化炭素）の排出量を実質ゼロにすることを目指す「脱炭素化」を表明したまちのこと

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
市全域の温室効果ガス排出量	—	別途策定する 計画の数値	地方公共団体実行計画 (区域施策編)
環境にやさしい事業所登録件数 (累計)(①エコ・リーダーまるがめ②エコ・ハートまるがめ)	①51 件 ②114 件	①56 件 ②119 件	それぞれの登録事業者の 年度末時点での累計登録 件数
住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助件数	2,510 件	3,700 件	設置補助の開始時からの 累計補助件数
防犯灯LED化率	79.5%	97.7%	市の全体防犯灯数に対する割合
公用車の電気自動車導入台数 (累計)	1台	18 台	—

(3) その他の施策の展開

①自然共生社会の構築

- ▶自然が環境に果たす役割や、自然を保護する取組についての理解を深めるため、水辺や里山など身近な自然に親しむイベント等を充実します。
- ▶森林資源については、造林、除草など適切な維持管理により、山地災害の防止を図るとともに、多様な生き物の生息空間の確保に努めます。

②安全な生活環境の確保

- ▶土器川などの主要河川や、ため池、海域の水質調査による現状把握と、水質改善に向けた取組を推進することで、安全できれいな水環境の確保に努めます。
- ▶大気環境や騒音に関する調査についても継続しながら、工場等による環境汚染を防止する指導を徹底し、安全で穏やかな暮らしの確保に努めます。

③環境にやさしい人づくりと協働の仕組みづくり

- ▶市民一人ひとりの環境保全に対する意識が高まるよう、環境保全に関わる広報活動を行うとともに、環境学習を積極的に推進します。
- ▶地域住民、コミュニティ、事業者、NPO法人など多様な主体による環境保全活動の支援・促進に努めます。

④まちの美化の推進

- ▶「まちをきれいにする条例」に基づき、ごみのポイ捨てや飼い犬のふん尿の放置など環境美化を損ねる行為への対応策を講じながら、市民や事業者と共にまちの美化の推進に努めます。

(4) 関連する個別計画

- ・環境基本計画
- ・環境保全率先実行計画

施策4 廃棄物の適正処理と再資源化

(1) 目指す姿



ごみ分別の徹底やりサイクルのほか、プラスチックごみや食品ロスなどの課題も含め、市民や事業者へ積極的な協力を促し、循環型社会の形成を目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.14 ごみ分別収集の推進

- ▶ごみ分別アプリなど様々な広報手段により、新たなプラスチックごみも含めてごみ問題に対する意識の高揚を図りながら、分別収集と資源化を促進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
1人1日あたりのごみ排出量	877g	810g	クリントピア丸亀に搬入されたごみの総量から算出した数値
資源ごみ収集率	14.3%	20.0%	ごみの総収集量※のうち資源ごみ収集量の占める割合
リサイクル率	13.9%	24.0%	ごみの総排出量※のうちリサイクルした量の占める割合

(3) その他の施策の展開

①ごみ減量化やりサイクルの推進

- ▶4R※の推進に向けて、市民への啓発や学校教育での環境学習の充実を図るとともに、資源ごみの拠点回収や民間事業者とも連携した取組を進めます。

②効率的かつ適正なごみ収集・運搬とし尿処理体制の確立

- ▶ごみの排出動向やし尿収集量等に応じて、継続的に収集等の体制を見直します。

③きめ細かなごみ収集サービスの充実

- ▶高齢や障がいなどの理由で、ごみ出しが困難な方たちへの支援を目的とした「ふれあい戸別収集」など、きめ細かなごみ収集サービスの充実に努めます。

④不法投棄の防止

- ▶ごみの不法投棄に対しては、警察等の関係機関や市民との連携、監視カメラの導入検討など監視体制の強化を図ります。

⑤食品ロス削減の推進

- ▶食品ロス削減の必要性や意義について消費者、事業者が理解を深め、行動の変容につなげていけるよう、普及啓発などに取り組みます。

(4) 関連する個別計画

- ・一般廃棄物処理基本計画

※ごみの総収集量：市又は市指定許可業者が収集したごみの総量のこと。

※ごみの総排出量：市又は市指定許可業者が収集したごみの総量に、事業所や家庭などから、直接搬入されたごみの総量を加えたもののこと

※4R：廃棄物などの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）、不要なものは買わない（Refuse：リフューズ）の4つの頭文字から取った言葉

施策5 緑のまちづくりの推進

(1) 目指す姿



豊かな緑を市民と共に守りながら、身近な公園整備の充実を図り、子どもたちが元気いっぱいに遊び、市民の笑顔があふれる緑のまちづくりを目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.15 公園の整備

- 「身近な公園の整備方針」に基づき、子どもたちが元気いっぱいに遊ぶことができ、市民の憩いや交流の場となる身近な公園を整備します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
市民1人あたりの公園面積	36.9 m ²	38.0 m ²	都市公園の総面積／人口
緑化推進事業の参加人数 (令和元年度)	1,381 人	2,000 人	市が主催、共催、協賛する緑化推進事業の参加人数 (基準値はコロナの影響前)

(3) その他の施策の展開

①「緑」の保全・育成

- 中心市街地や公共性の高い場所の緑化を推進するとともに、市民や団体、事業者などが行う緑化推進活動を支援します。

②市民が集える公園・緑地づくり

- 防災・防犯機能、インクルーシブ※など安全安心な公園緑地の整備を進めるとともに、計画的な維持管理に基づく公園施設の長寿命化を図ります。
- 公園の維持管理では、地域住民等との協力をはじめ、市民活動団体等のボランティア活動との連携など、持続可能な管理体制を推進します。

③緑に関わる人づくり

- 緑化活動を行っている市民や団体などのネットワークづくりを推進します。
- 緑に関する教育を充実させることで、市民の緑に対する関心や意識を醸成するとともに、高い知識や技術を持つ人材の育成に努めます。

(4) 関連する個別計画

- 緑の基本計画

※インクルーシブ：障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、誰もが一緒にということ

施策6 土地利用と住環境の充実



(1) 目指す姿

地域特性に応じた土地利用により良好な住環境の整備を進め、自然と歴史が織り成す丸亀らしい景観の形成を図りながら、新しく生まれ変わろうとしている中心市街地のにぎわいづくりと、綾歌・飯山地区の地域拠点の活性化を目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.16 大手町地区4街区の再編

▶大手町地区4街区については、将来にわたる本市の拠点地域として、まちの発展、新たな魅力向上につなげるため、国の都市構造再編集中事業などを活用しながら、エリアの再編を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
立地適正化計画の居住誘導 区域内の人口密度	42.3人／ha	42.0人／ha	—

No.17 中心市街地の活性化

▶港～駅～街～城とつながるエリアにおいて、官民連携によるエリアマネジメント※やウォーカブル※など新たな取組も取り入れることで、にぎわいの創出、新しい人の流れ、稼ぐ力の発揮といった効果を生み出し、中心市街地の活性化を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
丸亀城～商店街～丸亀駅～丸亀港の来訪者数	12,200人 (2015年度)	13,200人	1日あたりの丸亀城天守入場者数、通行量調査、乗降者数の合計 (基準値は最新の調査時点)

No.18 空家対策の強化

▶空家は今後も増加することが予想され、防災、防犯、環境、景観に悪影響を及ぼすことから、相談の充実など発生予防に取り組むとともに、老朽危険空家の除却を進め、安心して快適に暮らせる生活環境の形成を目指します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
老朽危険空家の除却件数 (2015年度からの累計)	200件	450件	老朽危険空き家除去支援事業による除却件数

※エリアマネジメント：地域の良好な環境や価値の維持・向上に向けた、住民・事業者・地権者等による主体的取組
※ウォーカブル：民間のパブリック空間を上手に活用し、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を目指す取組

No.19 地籍調査の推進

▶地籍調査事業は、境界をめぐるトラブルの未然防止や災害発生時の復旧活動の迅速化、公共物管理の適正化、土地の有効活用などにおいて、その効果が期待されることから、市内全域の土地を対象として計画的に調査を進めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
地籍調査の進捗率	56.8%	62.9%	市総面積に占める割合

(3) その他の施策の展開

①適正な土地利用の推進

- ▶都市機能集約により持続可能な都市構造への転換を図りながら、中心拠点の形成を図るとともに、綾歌・飯山地区の地域拠点の活性化を目指します。
- ▶将来を見据えた都市計画の見直しや新たなルールづくりにより、社会変化に適応したまちづくりを進めます。

②良質な住宅政策の推進

- ▶快適な居住環境を目指し、適正な民間の住宅開発や民有地の管理を促します。
- ▶市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な市営住宅の整備と予防保全に取り組みます。

③丸亀らしい景観づくり

- ▶丸亀の風景を形づくる豊かな自然と、積み重ねられた歴史や文化を生かしながら、人々に親しみを持って愛される景観の形成を目指します。

(4) 関連する個別計画

- ・改訂版都市計画マスターplan（立地適正化計画）
- ・景観計画
- ・空家等対策計画
- ・市営住宅長寿命化計画

施策7 公共交通の充実と離島振興



(1) 目指す姿

公共交通の改善と地域輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の充実を図り、中心市街地と地域拠点がつながる多極連携のまちづくりを目指します。

また、コロナをきっかけとした地方回帰の流れがある中、離島振興では、生活環境向上と交流促進による島しょ部の活性化を目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.20 スマートモビリティ※の推進

- ▶ Maas※や次世代モビリティなど新技術の社会実装を推進し、利便性の向上や安全性の確保、移動の円滑化、環境負荷の低減などの課題解決を図ります。
- ▶ コミュニティバスの効率的な運行と利用環境の向上、情報提供の充実により、一層の利用促進を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
コミュニティバスの乗車人数	257,473人 (令和元年度)	255,000人	人口減少率(推計)よりも減少幅を-1%未満に抑える目標 (基準値はコロナの影響前)
スマートモビリティに関する社会実装実験回数	—	1回	—

No.21 日本遺産等による交流人口増加と移住促進

- ▶ 日本遺産「せとうち備讃諸島石の島」の活用やIT環境の充実など、島しょ部の魅力を発信し、島への人の交流や移住の促進を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
島しょ部への移住者数(累計)	17人	37人	平成29年度からの累計
航路利用者数	194,124人 (H30.10～R1.9)	202,000人 (R6.10～R7.9)	基準値はコロナの影響前

(3) その他の施策の展開

①地域公共交通サービスの見直し

- ▶ 鉄道、路線バス、船などと連携の取れた路線やダイヤの最適化に取り組みます。

②離島の生活環境の維持・向上と活性化

- ▶ 離島振興と島民の日常生活の移動手段を確保するため、離島航路存続のための取組や島民への支援を推進します。

(4) 関連する個別計画

- ・ 地域公共交通計画

※スマートモビリティ：従来の交通や移動を変える最先端技術のこと

※Maas（マース）=Mobility-as-a-Service：出発地から目的地までの移動ニーズに対し、複数の移動手段の中で途切れのない最適な移動方法をスマートフォン等で提供するなど、移動を単なる手段ではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える考え方

施策8 道路環境の整備



(1) 目指す姿

計画的な道路整備の進捗と適正な維持管理に基づく道路ネットワークの充実を図り、市民が安心して快適に利用できる道路空間の形成を目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.22 主要幹線道路の整備

▶「市道西土器南北線」などの重要路線や、改善が求められている「市道土器線」について優先的に整備していくほか、国・県道の未改良区間の早期整備、交差点や歩道の整備を要望し、交通の利便性と通行の安全を確保します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
市道の整備延長	48.9km	50.0km	幅員2m以上の歩道を設置している市道の延長

No.23 道路舗装単独修繕計画の推進

▶道路舗装単独修繕計画などに基づいた生活道路の適切な維持管理と計画的な整備に取り組みます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
市道の舗装補修・改良延長	78km	118km	舗装幅4mで換算

(3) その他の施策の展開

①生活道路等の整備

▶橋りょうの安全性確保のため、長寿命化計画に基づく計画的な維持管理を図ります。
▶国土交通省が実施する土器川の河川改修に合わせて、市道南三浦上分線などの改良を行い、通行の安全性を向上させます。
▶定住自立圏域内での連携した道路改修などを進めることで、周辺市町との道路交通の利便性の向上を図ります。

②安全・快適な道路空間の形成

▶バリアフリー化をはじめ、歩行者や交通弱者などに配慮した道路整備や、危険箇所の改善、通学路の安全対策を行うことで、道路空間の安全性と快適性の確保に取り組みます。
▶災害など緊急時にも通行できるよう、安全性の高い道づくりを進めます。

(4) 関連する個別計画

- ・道路舗装単独修繕計画
- ・橋りょう長寿命化修繕計画

施策9 生活排水処理施設の整備



(1) 目指す姿

生活排水処理施設の計画的な整備や、効率的な管理体制の構築と事業経営を推進し、市民の快適な生活環境を目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.24 生活排水処理施設の整備促進

- ▶公共用水域の水質保全や快適な住環境の創出を図るため、生活排水処理施設の計画的な整備を推進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
下水道(公共下水道・農業集落排水)整備率	69.2%	69.7%	下水道全体計画区域内で供用開始となった区域の面積割合

- ▶生活排水による河川等汚濁防止のため、合併処理浄化槽への切り替えなど、単独処理浄化槽の設置者に対する啓発を強化します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
合併処理浄化槽の設置補助基数	289 基	1,200 基	目標値は計画期間中の合計

- ▶下水道供用開始区域内では、促進強化月間を設けるなど水洗化促進に努め、新しく供用開始された区域内では、戸別訪問等による水洗化の指導を行います。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
水洗化率 ①公共下水道 ②農業集落排水	①96.3% ②86.7%	①96.5% ②86.8%	供用開始区域内で下水道・農業集落排水に接続している人口割合

- ▶耐震性能を備えた新浄化センターの整備により、地震などの災害に強い、下水処理施設の機能維持を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
新浄化センターの供用開始	—	令和5年度末	—

- ▶農業集落排水施設については、公共下水道への接続により、維持管理コストの低減を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
市内に4か所ある農業集落排水施設の下水道接続竣工件数	—	4か所	—

(3) その他の施策の展開

①下水道施設の耐震化・長寿命化の推進

▶下水道の全施設を対象にした「ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化したポンプ場設備や管きょを計画的に更新し、下水道施設の延命化を図ります。

②下水道事業の健全運営

▶公営企業会計における独立採算の原則に基づき、経費の縮減や使用料の適正化を進め、将来にわたる経営の安定化と持続可能なサービスの提供を目指します。

(4) 関連する個別計画

- ・公共下水道事業計画
- ・流域関連特定環境保全公共下水道事業計画
- ・流域関連公共下水道事業計画
- ・中讃・西讃地域循環型社会形成推進地域計画

施策 10 災害に強い都市基盤の整備



(1) 目指す姿

民間住宅等の耐震化や公共施設等の防災機能の強化、浸水被害対策など災害に強い都市基盤の整備を促進し、市民が安全安心に暮らせるまちを目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.25 民間における耐震対策の推進

▶民間住宅やブロック塀、また、緊急輸送道路の沿道建築物等の耐震化に対する助成を行うことで、市民の安全確保を促進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
民間住宅耐震対策にかかる支援件数(①耐震診断②耐震改修工事)	①259 件 ②135 件	①357 件 ②207 件	支援事業開始(平成 23 年度)時からの累計補助件数
民間ブロック塀対策にかかる支援件数(累計)	153 件	253 件	支援事業開始(令和元年度)時からの累計補助件数
民間所有ビルや集客施設の耐震化件数(累計)	1件	5件	—

No.26 浸水被害対策の推進

▶浸水被害が繰り返されている今津雨水排水区などにおいて、流域治水※の考え方も踏まえながら、被害を軽減するための対策を進めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
雨水排水対策実施箇所数	—	9か所	局所改良や調査も含めた数

▶島しょ部の市管理港湾・漁港をはじめ、沿岸部における高潮対策を推進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
鋼製防潮扉(陸こう)の整備箇所数	99 か所	113 か所	整備された鋼製防潮扉(陸こう)の箇所数

(3) その他の施策の展開

①公共施設における防災機能の向上

▶公共施設が災害時に機能を失わないよう、未耐震施設の耐震化を図ります。

②河川・排水路などの整備

▶土器川や大東川改修などの早期完成に向け、国や県への要望活動を進めます。

③急傾斜地の崩壊防止対策

▶土砂災害を防止するため、急傾斜地の崩壊防止対策を行います。

(4) 関連する個別計画

- ・耐震改修促進計画

※流域治水：河川だけでなく、汎濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策のこと

施策 11 危機管理体制の強化



(1) 目指す姿

市における危機管理体制の強化はもとより、自主的な防災活動が積極的に実施されるよう、地域における自助や共助の防災意識の高揚を図り、災害等が起こつても安心して暮らせるまちを目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.27 自主防災組織の体制強化

- ▶自主防災組織に対して、防災知識の取得・普及や防災訓練の実施のほか、地域の実情に応じた地区防災計画等の策定を積極的に支援します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
地域の自主防災訓練の参加人数	3,325 人 (令和元年度)	4,700 人	基準値はコロナの影響前
地区防災計画策定済の地区数	1 地区	14 地区	—
防災士の資格取得助成数(累計)	109 名	135 名	—

(3) その他の施策の展開

①多様な主体が実施する防災活動の促進

- ▶市民が主体的に実施する防災訓練を支援するほか、各種団体での出前講座（防災学習会）などを通じ、市民の防災意識の高揚を図ります。

②危機管理体制の強化

- ▶国や県の動向に基づき、「地域防災計画」の継続的な見直しを図ります。
- ▶浸水想定区域、避難場所・避難路などを周知徹底するため、自助・共助に有効となる防災情報の積極的な発信に努めます。
- ▶防災資機材や食糧・飲料水・生活必需品などの備蓄品の充実を図ります。
- ▶災害対策基本法に基づき、高齢者、障がい者など避難行動要支援者についての情報を適切に管理し、災害弱者の支援体制を強化します。
- ▶「国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態等への対応体制の確立を図ります。

③市組織の災害対処能力の強化

- ▶大規模災害時の業務の継続性を確保するための業務継続計画（B C P）※や職員の初動マニュアルを見直します。
- ▶浸水被害対策では、国・県をはじめ、関係部局が連携して様々な側面から調査・分析し、排水対策に取り組みます。

※業務継続計画（B C P）：（英:Business Continuity Plan）災害や情報システムのトラブルに対し、事業を継続する業務プロセスや資産を的確に守るための計画のこと

- ▶自衛隊や警察等と連携して、初動対応や住民対応など、市が果たすべき役割を意識した実戦的な訓練を実施し、市組織の危機管理能力の向上に努めます。
- ▶緊急速報メール・防災行政無線・マスメディアなど多様な手段を活用し、情報伝達手段を複線化することで、市民に確実な情報伝達を図ります。

④広域的な相互応援体制の強化

- ▶大災害で想定される被害に備え、迅速に対応できるように、災害時に自治体間で相互に応援し合える体制を構築します。
- ▶激甚化、広域化する自然災害に対し、定住自立圏域で研修会等に取り組み、広域連携による防災力の強化を図ります。

(4) 関連する個別計画

- ・地域防災計画
- ・国民保護計画
- ・水防計画
- ・業務継続計画
- ・国土強靭化地域計画

施策 12 消防・救急体制の充実



(1) 目指す姿

消防・救急体制の基盤強化に向け、広域的な連携や地域における担い手の確保・養成に取り組み、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.28 消防力の強化

- ▶新訓練塔をはじめ、消防屯所や消防車両、耐震性防火水槽など、消防施設の整備を充実させ、消防力の向上を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
耐震性防火水槽の設置基数	60 基	72 基	—

- ▶消防団員の確保を図り、地域防災力の強化を目指します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
消防団員数	632 人	698 人	目標値は条例定員数

- ▶市民の大切な生命と財産を守るために、住宅用火災警報器の設置率の向上に努め、火災の恐ろしさなどを広く市民に周知啓発し、防火意識の高揚を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
住宅用火災警報器の設置率	59.6%	80%	アンケートで設置済と回答した人の割合

- ▶救急救命士の確保・養成や救急装備などの救急体制の充実を図ることで、救急救命率の向上に努めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
救急救命士数	40 人	44 人	実働する救急救命士の数

- ▶救急車の適正利用の啓発強化を図るとともに、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、講習会等を通じて応急手当の普及・啓発に努めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
応急手当普及講習の受講者数	36,056 人	43,556 人	講習を受講した累計人数

(3) その他の施策の展開

①広域連携による消防力の強化

- ▶県下での消防相互応援協定に基づく相互応援のほか、定住自立圏など近隣市町との連携により、広域的な消防体制の強化を図ります。

②火災の予防

- ▶防火対象物の実態把握により、消防用設備未設置対象物や点検未報告対象物の指導を重点的に進めます。

施策 13 交通安全・生活安全の充実

(1) 目指す姿



交通安全や防犯の啓発活動を通して、交通ルールの遵守や交通マナーの実践、防犯意識の普及に努め、交通事故や犯罪のない安全安心な暮らしを確保します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.29 高齢者交通安全対策の推進

- ▶運転免許証自主返納者への優遇制度の周知等を図り、高齢者の運転免許証自主返納を促進するなど、高齢ドライバーが関係した交通事故、死亡事故の抑止に向けた取組を推進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
市の高齢者運転免許証自主返納支援事業申請者数	407人	656人	運転免許を自主返納した65歳以上の高齢者数
市内の交通事故死者数	9人	4人以下	—
市内の交通事故による重傷者数	20人	18人以下	—

(3) その他の施策の展開

①交通安全対策の推進

- ▶警察等と連携し、年齢層に応じた交通安全教育や交通安全運動を展開することで、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図り、総合的な交通事故の防止対策に取り組みます。
- ▶交差点や見通しの悪い箇所については、カーブミラー、路面標示、自発光道路錨などの設置による注意喚起を行います。

②防犯対策の推進

- ▶警察や防犯協会等と協力して、防犯に関する広報活動や情報発信を行い、地域安全活動を促進するとともに、市民の防犯意識の高揚を図ります。
- ▶地域ぐるみの自主的な防犯活動を支援し、地域力による被害の未然防止・拡大防止に努めます。
- ▶市民の安全確保と犯罪防止のため、防犯灯の設置を進めます。

③消費者保護対策の推進

- ▶「消費生活センター制度※」の活用や関係機関との連携のもと、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、消費者教育の推進や消費者生活情報の提供を積極的に行います。

(4) 関連する個別計画

- ・交通安全計画

※消費生活センター制度：消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見を図るために、消費者行政に関する施策などを周知や情報収集に協力してもらえる市民を募る、市の登録制度のこと

III 活力みなぎるまち

市長方針⑤

農業や水産業の元気なまちをつくる

市長方針⑥

わがまちの企業の魅力発信で働く世代が増えるまちをつくる

施策 14 農林水産業の振興

(1) 目指す姿



農水産業の後継者・担い手の育成や生産環境の改善に取り組み、生産性の向上や農水産物の売上増加を図り、農業や水産業が元気なまちを目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.30 生産基盤の強化

▶耕作放棄地や有害鳥獣等の被害、海面・河川ごみの増加等への対策を進め、遊休農地の発生防止や漁場環境の保全など、生産基盤の整備に取り組みます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
水田の利用集積率	23.0%	29.0%	認定農業者が利用する水田の占める面積割合
遊休農地の面積	442ha	427ha	—

▶農業用水路や農道等の充実を図る土地改良事業により、農地の適正な管理や農業効率の向上を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
土地改良事業の実施件数 (累計)	52 件	300 件	市単独補助事業の累計実施件数

▶計画的な稚魚放流により安定した水産資源の確保を図り、収益力の向上を促進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
重要稚仔放流量(①クルマエビ②ヒラメ③ベラ)	①17.5 万尾 ②1.2 万尾 ③150kg	①20 万尾 ②2万尾 ③250kg	放流事業(海面)における魚種別数量

No.31 後継者の育成と確保

▶農水産業の現場を支える後継者・担い手を育成・確保するため、集落営農や法人化の支援を進めながら、若者をはじめ、定年帰農者、田園回帰志向の移住希望者など対象を幅広く捉え、多様な人材の発掘・育成に努めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
認定農業者数	137 人	150 人	—
農地所有適格法人数	32 法人	39 法人	農地を取得して農業経営で きる法人数

No.32 6次産業化の推進

▶6次産業化では、農水産物の市場価値の増大を目指し、農水産業者の所得向上など経営の安定化を図るとともに、フードバンクや食品ロスに貢献する規格外商品の活用に取り組みます。

No.36 地域産品の販路拡大支援(再掲)

▶農産物の生産・加工・流通の各段階でビジネスマッチングを促進するほか、ふるさと納税との連携、地産地消の拡大を目指す取組など、幅広い販路開拓を支援します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
6次産業化商品開発の件数 (累計)	7 件	13 件	ビジネスマッチング等により開 発された新商品数

(3) その他の施策の展開

①持続可能な農業基盤づくり

▶多面的機能支払交付金事業を促進し、農地の保全や農業用施設の長寿命化に取り組む地域活動を支援しながら、持続可能な農業基盤づくりを進めます。

②スマート農業・漁業の推進

▶情報通信技術を活用したスマート農業や漁業について、国・県の動向も注視しながら情報収集や研究に努め、農水産業における生産性の向上や労働力不足の解消のほか、将来の担い手を目指す若者等の就業促進を図ります。

(4) 関連する個別計画

- ・森林整備計画
- ・農業振興地域整備計画
- ・特定間伐等促進計画
- ・田園環境整備マスターplan
- ・産業振興計画

施策 15 商工業の振興

(1) 目指す姿



地域産業の成長を支援するとともに、企業を支える人材確保に向け、地元企業の魅力をアピールし、若者、女性、高齢者、あらゆる世代が働き活躍できる環境づくりを目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.33 産業教育の充実

- ▶教育機関と地元企業が連携し、就労体験や交流など、産業教育を推進することにより、子どもたちに市内企業の魅力を伝え、将来的な地元就労につなげます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
地元企業PR事業実施校数	4校	市内全中学校	一

No.34 インターンシップの充実

- ▶インターンシップを推進し、若者の地元就労と企業の人材確保を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
中讃圏域内採用内定者数 (累計)	2人	20人	基準値は令和元年度参加者 (計画期間中の累計)

No.35 企業立地の促進

- ▶企業立地促進奨励制度の充実により、若者の人気が高い情報通信関連産業などの誘致や、地元企業の定着、事業拡大の支援に取り組みます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
企業立地促進奨励金交付件数 (累計)	28件	52件	制度開始時からの累計

No.36 地域產品の販路拡大支援

- ▶地域產品の開発、販路拡大支援により、地域に根ざした事業者支援を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
産業振興支援補助金補助件数 (累計)	3件	21件	関連メニューの件数(計画期間中の累計)

No.37 地場・伝統産業の振興

- ▶丸亀うちわの販路拡大を支援するとともに、丸亀うちわニューマイスター認定事業などにより、優れた技術の継承と人材の育成を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
竹うちわの生産本数	106.3万本 (R3.9～R4.8)	110万本 (R6.9～R7.8)	香川県うちわ協同組合連合会からの報告による

No.38 創業・第二創業等の支援

- ▶地域の経済団体や金融機関等と連携し、丸亀で創業にチャレンジする事業者や、新たな事業展開を図る市内企業の第二創業への支援を強化します。
- ▶中心市街地における空き店舗・空きオフィスの活用を促進し、創業等の支援やまちのにぎわいの創出を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
創業相談件数	25 件	30 件	—
空き店舗率	34.4%	27.9%	空き店舗調査による

(3) その他の施策の展開

①人材の確保、育成の支援

- ▶持続可能な企業経営のため、若者だけでなく、女性や高齢者など幅広い人材の確保、育成を支援します。

②経営革新・技術革新等の促進

- ▶中小企業支援ガイドブックを活用し、産業振興支援補助事業の利用を促進するなど、企業の経営・技術革新を支援するとともに、企業からの相談支援体制の充実に努めます。

③地場・伝統産業の振興

- ▶老朽化が著しいうちわの港ミュージアムについては、施設のあり方や改修等の方向性について検討を進めます。
- ▶青木石も含めた地場・伝統産業の振興を市民にも共感してもらえるよう、体験学習や産業教育に取り組むとともに、組織の強化や後継者育成を支援します。

④雇用対策の推進

- ▶中讃勤労者福祉サービスセンターとの連携により、中小企業に勤める方の福利厚生サービスを充実させ、雇用の安定と事業の発展を支援します。
- ▶働き方改革の推進に向けて、テレワーク※など多様な働き方に取り組む企業を支援するとともに、キッズウィーク（丸亀こどもデー）※を象徴的なイベントとして活用し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

(4) 関連する個別計画

- ・産業振興計画

※テレワーク：情報通信技術を活用した、場所や時間に捉われない柔軟な働き方で、在宅勤務、移動中（先）のモバイルワーク、本社以外に設置するサテライトオフィスなどを含めた総称

※キッズウィーク（丸亀こどもデー）：学校休業日などを毎年10月第3月曜日に移し、大人も子どもの休みに合わせて有給休暇を取ることで、大人と子どもが一緒に過ごす機会をつくる取組

施策 16 観光・交流の促進



(1) 目指す姿

民間や広域との連携を強化しながら、本市の魅力ある観光資源の積極的な活用や効果的なプロモーションを展開し、交流人口の回復・拡大を目指します。

国際交流協会と連携し、相談・啓発事業の充実や多文化共生につながる交流の促進に努めます。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.39 丸亀版DMO※の推進

- ▶観光客の増加を本市の持続的な経済発展に着実につなげられるよう、観光業界など多様な関係者と連携し、地域の稼ぐ力を引き出す観光地づくりを進めます。
- ▶観光協会がDMO法人として持続的に機能していくよう、体制強化を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
市を訪れた観光客数	294.5万人 (令和元年度)	360万人	1年間に市内の主要な観光地を訪れた人数 (基準値はコロナの影響前)
市内宿泊施設の宿泊者数	49.4万人 (令和元年度)	61.5万人	1年間に市内の主要宿泊施設に宿泊した人数 (基準値はコロナの影響前)
1人あたり旅行消費額 (宿泊①なし②あり)	①3,481円 ②16,715円	①3,634円 ②17,955円	観光協会が実施するアンケート結果による
来訪者満足度	30.7%	36.6%	
リピーター率	37.0%	44.1%	

(3) その他の施策の展開

①滞在型・回遊型観光の推進

- ▶広域の観光協議会等と連携しながら、回遊性の高い観光を推進するとともに、団体旅行や修学旅行、合宿助成により滞在型観光の促進を図ります。
- ▶自然・食・歴史等の本市が誇る観光資源はもとより、瀬戸内国際芸術祭や日本遺産「石の島」など瀬戸内ブランドなどの活用促進を図ります。
- ▶うちわづくりをはじめ、農業や漁業体験、芸術文化や食等に関する体験プログラムを充実させ、魅力ある体験型観光を推進します。
- ▶本市の豊かな自然環境や島しょ部などワーケーション※環境に適う資源の魅力発信に努めます。

※DMO (=Destination Management/Marketing Organization)：「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者とともに地域の稼ぐ力を引き出すための戦略の策定と、それを実現するための調整機能を備えた法人

※ワーケーション：ワークとバケーションを組み合わせた造語で、広くテレワークに含まれる働き方のこと

②駅や城周辺を核とした観光インフラの整備推進

- ▶本市の観光シンボルである丸亀城を核とし、玄関口であるＪＲ丸亀駅からの連携を図るため、観光案内サインでのQRコード活用やWi-Fi環境の整備など、観光インフラの整備を推進します。

④インバウンド対応の推進

- ▶多言語やキャッシュレス対応などの環境整備により、インバウンドの受入体制を強化するとともに、SNSを活用した情報発信に取り組み、本市への誘客と地元の産業や飲食店の振興を図ります。

⑤都市間交流の活性化

- ▶交流都市をはじめ、関係市町とネットワークをつくり、歴史、文化、観光、スポーツなど様々な分野や世代間で交流を深めます。

⑥国際交流の活性化

- ▶姉妹都市のスペイン・サンセバスティアン市や友好都市の中国・張家港市などの交流をはじめ、多様な異文化交流を推進します。

⑦多文化共生の推進

- ▶在留外国人が抱える様々な問題に対して、相談窓口や多言語での情報発信に努めるとともに、地域住民と交流できるイベント等を充実させることで、多文化共生社会の実現を図ります。

(4) 関連する個別計画

- ・産業振興計画
- ・観光戦略プラン

IV 健康に暮らせるまち

市長方針⑦

人を敬い誰もがいつまでも幸せに暮らせるまちをつくる

施策 17 地域保健・医療の充実

(1) 目指す姿



市民の誰もがいつまでも健康でいきいきとした生活を送れるよう、食生活や運動、健診の受診など様々な観点からライフステージに沿った健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.40 感染症対策の推進

▶新型コロナウイルスについては、ワクチン接種など感染拡大防止に向けた取組を継続するとともに、感染症を起因とする健康危機管理対策を推進するため、感染症の正しい知識と予防対策の普及啓発のほか、有事の際には、感染症の予防及び感染拡大防止や、感染症と共に存するための施策を横断的に推進します。

No.41 糖尿病等予防対策の推進

▶糖尿病の発症は生活習慣が深く関わっているため、健康診断受診等により自身の健康状態の確認に重点を置いた発症予防と重症化予防に向けた取組を推進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
特定健診受診率	31.8%	45.0%	40歳以上の国保被保険者で特定健診を受診した人の割合
特定保健指導実施率	25.0%	40.0%	特定健診の結果により特定保健指導を受けた人の割合
若返り筋トレ教室の会員数	776人 (令和元年度)	780人	若返り筋トレ教室に登録された会員数(基準値はコロナの影響前)
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の出現率(①男性②女性)	①54.6% ②17.8%	➡	特定健診受診者のうち、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の人の割合

No.42 小児生活習慣病予防対策の推進

▶全ての子どもが健やかに育つよう、子どもの頃からの正しい生活習慣の確立に向けた取組を推進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
肥満傾向児の出現率 (小学4年生①男子②女子)	①15.5% ②12.5%	➡	肥満傾向(肥満度 20%以上)にある児童の割合

No.43 食育による健康増進の実現

▶全ての市民が自分に合った食生活を実践し健康増進が図られるよう、食についての意識を高め、正しい食を選択する力を身につけるための食育を推進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
食生活改善推進員の活動件数	54回	80回	食生活改善推進員の地域での活動件数

(3) その他の施策の展開

①健康づくりに关心を持つきっかけづくり

▶毎月10日「健幸の日」や「健幸10か条」を活用して、健康づくりへの第一歩となるよう啓発を行い、日ごろからの健康づくりの推進を図ります。

②社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

▶介護予防や生きがい対策のほか、ロコモティブシンドローム※やフレイル※の認知度を高め、元気な高齢者の増加を目指します。

③生活習慣及び社会環境の改善

▶食生活、運動、飲酒や喫煙など生活習慣で注意すべき要素を分類し、ライフステージごとに課題を示しながら、日常的な健康づくりを推進します。

④食育の推進

▶行政、教育・保育機関、地域、生産者等で構成する「食育ネットワーク会議」を中心に、横断的な連携を図りながら、食育を推進します。

⑤自殺対策の推進

▶自殺対策に社会全体で取り組むため、自殺予防の理解促進、ゲートキーパー※などの人材育成、悩みや困難を抱えた人が孤立しないための相談・支援体制を充実させ、誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指します。

(4) 関連する個別計画

- ・健康増進計画（健やかまるがめ21）
- ・食育推進計画
- ・自殺対策基本計画

※ロコモティブシンドローム：骨や関節、筋肉など運動器の衰えが原因で、歩行や立ち座りなどの日常生活に障害を来たしている状態のこと。

※フレイル：ロコモティブシンドロームになる前段階で、加齢によって体や心の働き、社会的なつながりが弱くなった状態のこと。

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

施策 18 高齢者福祉の充実

(1) 目指す姿



高齢者が生きがいをもって、安心して暮らすことができ、介護や療養が必要になったとしても、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができる地域共生社会の実現を目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.44 医療・介護連携の推進

- ▶医療と介護のニーズをあわせもつ高齢者に対して、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、丸亀市在宅医療介護連携支援センターにおける多職種連携研修会や専門相談員の活用のほか、医療介護連携クラウドシステムを通じて、医療や介護の関係者の連携体制を構築します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
まんべネットシステム登録者数	628 人	700 人	市が運営する医療介護連携クラウドシステムの登録者数

No.45 在宅老人福祉サービスの充実

- ▶介護サービスでは対応できない課題を抱えた高齢者を支援するための高齢者福祉事業の充実に努めます。また、高齢者を敬愛し、長寿をお祝いする敬老事業は、個人のライフスタイルや考え方の多様化、平均寿命の延伸といった社会的要因の変遷を踏まえ、時代に即した事業への転換に努めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
元気な高齢者の割合	83.4%	81.9%	要介護認定を受けていない高齢者の割合(介護保険事業計画における介護保険等サービス見込み量に基づく)

No.46 生活支援体制整備事業の推進

- ▶移動支援など高齢者のニーズ把握や、支援の担い手の育成や調整を行う地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置を促進し、地域において高齢者の日常生活を支える互助の体制整備を進めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
助け合い事業実施コミュニティ数	5コミュニティ	10 コミュニティ	—

No.47 一般介護予防事業の充実

- ▶全ての高齢者に対して介護予防に関する知識の普及・啓発や、体操教室などの自主的な活動を支援する一般介護予防事業※を推進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
体操事業参加者の体力測定値の維持・向上割合	—	50%	令和4年度より割合の算定を開始するため基準値はなし

(3) その他の施策の展開

①高齢者が在宅で生活できる体制づくり

- ▶高齢者の福祉・介護ニーズに対応するため、介護サービスの質的向上を図り、県など関係機関と連携しながら、サービスを支える人材の確保を支援します。
- ▶高齢者やその家族に対する介護保険制度の普及啓発により、介護保険と介護サービスの円滑な運営を図ります。
- ▶多様化している高齢者の生活課題に応じて、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保を支援します。

②支援を要する高齢者を支える体制づくり

- ▶介護予防・生活支援サービス事業の充実を図りながら、引き続き本人の状態に合った適切なサービスの利用につなげます。

③認知症高齢者の支援

- ▶認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医師を中心とした、地域で支え合う体制づくりに努めます。
- ▶市民後見人の養成など成年後見制度を地域で支える取組や、高齢者虐待の防止など、権利擁護の推進に努めます。

④介護予防・健康づくりの推進

- ▶生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動など、高齢者の生きがいづくりを推進します。
- ▶老人クラブの活動の活性化を図るとともに、健康で働く意欲がある高齢者の就業機会を確保することで、社会参加の促進に努めます。

(4) 関連する個別計画

- ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画

※一般介護予防事業：65歳以上の全ての高齢者などを対象に、高齢者が自ら活動に参加し介護予防に向けた取組が主体的に実施されるよう、講演会や教室などを通じて介護予防に関する活動の普及啓発や育成支援を行うもの

施策 19 障がい者福祉の充実

(1) 目指す姿



障がいの有無にかかわらず、全ての人が互いに人格と個性を尊重しながら、自分らしい生活を送ることができ、かつ全ての人が排除されることなく包摶され、居場所がある地域共生社会の実現を目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.48 障がい者の自立支援

- ▶障がい者が就労を通じて経済的な自立を図り、社会の中での役割や生きがいを見い出せるよう、就労支援の提供体制の整備や職場定着を支援します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
福祉施設入所から地域生活へ移行した人数	1人	12人	計画期間内の延べ人数
就労移行支援事業※を利用して一般就労した人数	9人	25人	計画期間内の延べ人数

No.49 地域と連携した支援の充実

- ▶障がい福祉サービスや相談支援体制の充実に取り組み、障がい者が自立した生活を送ることができるよう支援します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	6回	—
地域の相談機関との連携強化の取組実施件数	7回	12回	—

No.50 障がい児への相談機能の強化

- ▶障がい児や保育所等のスタッフに対し、児童指導員等による専門的な支援を行うほか、障がい児が各種サービスを利用する際に必要な計画作成など、相談機能の強化を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
保育所等訪問支援件数	8件	13件	—
障がい児相談支援件数	414件	580件	—

(3) 施策の展開

①理解と交流の促進

- ▶障がいのある人とない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障がいや障がい者に対する地域の人々の正しい理解と認識を深める取組を進めます。

※就労移行支援事業：一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、必要な知識の習得や能力の向上のための訓練を提供し、就労を支援すること

②保健・医療の充実

- ▶ 疾病の早期発見・早期治療対策により、障がいの発生予防に取り組みます。
- ▶ 障がい者的心身の健康を維持するため、関係機関と連携し、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス・リハビリテーションを充実させます。
- ▶ 入院中の精神障がい者の地域移行・定着や難病患者等の療養生活を支援するため、関係機関等との連携により支援の充実を図ります。

③教育・保育の充実

- ▶ 就学前の障がい児が健常児とともに集団生活を行うことで社会性を育て、周りの幼児にも障がい児とともに過ごす中での成長を促します。
- ▶ インクルーシブ教育※の理念を踏まえ、全ての子どもたちが共に学び、合理的配慮によって一人ひとりの特性・能力に応じた教育の推進に努めます。

④生涯学習・文化芸術・スポーツ等の振興

- ▶ 障がいの有無にかかわらず、誰もが生涯学習・文化芸術・スポーツ等を楽しむことができ、交流できる環境づくりを推進します。

⑤生活環境の整備

- ▶ 障がい者が地域で安全に安心して暮らせるよう、日常用具の購入支援や生活空間のバリアフリー化、防災・防犯・交通安全面など、地域をあげた支援体制づくりに努めます。

⑥差別の解消、権利擁護の推進

- ▶ 障がいのある人もない人も共に生活できる社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
- ▶ 意思決定の困難な障がい者が不利益を被ることのないよう、成年後見制度について普及啓発するとともに、障がい者虐待の未然防止に努めるなど、障がい者の権利擁護の推進を図ります。

⑦行政サービス等における配慮の推進

- ▶ 行政情報の提供にあたり、情報の利用のしやすさに配慮するとともに、障がいがあっても受け取る情報量に格差が生じないよう、支援の充実を図ります。
- ▶ 「障害者差別解消法」に基づき、市が事務・事業を進めるうえでは、障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮の提供を促進する取組を充実させます。

⑧障がい児福祉等の推進

- ▶ 障がい児が乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない支援を身近な場所で受けられる体制の整備を進めます。
- ▶ 医療的ケア児※の健やかな成長と、家族の離職防止等を図るため、教育・保育機関等とも連携しながら、日常生活の支援の充実を図ります。

(4) 関連する個別計画

- ・ 障がい者基本計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画

※インクルーシブ教育：障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ教育システム。

※医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童のこと。

施策 20 暮らしを支える福祉の充実

(1) 目指す姿



地域で支え合う仕組みやネットワークづくりを進めるとともに、地域福祉を支える担い手を育成し、誰もがいつまでも暮らしやすいまちを目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.51 地域で支え合う環境の充実

- ▶高齢や障がい、生活困窮、ひきこもりなど複合的な支援を要する市民に対して、地域とも連携しながら、誰一人取り残さない重層的な支援体制をつくります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
住民参加による地域ネットワーク会議の開催数	201 回	270 回	—

- ▶災害時避難行動要支援者対策として、見守り活動などに必要な個人情報の共有化や、福祉避難所など受入れ施設等の拡大に努めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
災害時避難行動要支援者名簿の平常時開示の同意率	63.9%	75%	—

No.41 糖尿病等予防対策の推進(再掲)

- ▶データヘルス計画に基づく健康・医療情報の分析結果から、糖尿病性腎症重症化予防など実効性ある生活習慣病予防対策を推進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
一般被保険者 年間1人あたり保険給付費用額	434,328 円/人	前年度比+2%以内	療養給付費と療養費等の総額を事業年報から算出
後発医薬品使用率	77.1%	80%	数量ベース

(3) その他の施策の展開

①地域福祉を支える人づくり

- ▶福祉教育や地域活動への参加を促進し、地域で支え合う活動の核となる担い手の育成を図るなど、地域福祉活動を持続可能にする人材確保に取り組みます。

②生活困窮者の自立支援

- ▶相談支援窓口「あすたねっと」を中心に、生活困窮者の自立支援を図ります。

③国民健康保険制度の安定的運営

- ▶後発医薬品の使用促進や健診受診率の向上など、医療費の適正化を図ります。

(4) 関連する個別計画

・みんなのふくし丸亀プラン · データヘルス計画

V みんなでつくるまち

市長方針⑧

文化芸術や生涯学習の活動を支える基盤をつくる

市長方針⑨

スポーツの力を生かしたまちをつくる

市長方針⑩

広域連携等により持続可能な行財政運営を推進する

施策 21 歴史的資源の保存と活用

(1) 目指す姿



丸亀城をはじめとする文化財を適切に保存し、次世代への継承を図りながら、有効に活用する取組を推進します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.52 丸亀城の石垣整備

▶国指定史跡である丸亀城については、保存活用計画に基づき、適切に保存し次世代へ引き継ぐとともに、活用を通じて歴史を体感できる場所として整備に努めます。また、被災し崩落した三の丸坤櫓跡石垣と帯曲輪石垣については、本市のシンボルとしての復興に向けて、着実な復旧作業を進めるとともに、その過程を公開することで、丸亀城の持つ文化財としての価値の周知啓発に努めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
丸亀城の石垣整備	—	70%	石垣復旧工事の完了

No.53 文化財の保存・活用

▶市内の史跡や歴史的建造物などの重要な文化財について、計画的な保存整備に努めるとともに、防火、防災などの安全対策の充実を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
市指定文化財の修理件数 (計画期間内の累計)	5件 (H29～R2)	6件 (R4～R7)	計画期間内の累計件数

- ▶史跡丸亀城跡、本島の笠島地区や塩飽勤番所などの文化財を、貴重な歴史文化に触れることができる財産として、観光や教育等と連携し活用するとともに、郷土への理解や愛着を深め、文化財保護に対する関心を高めるため、全国的なネットワークも活用しながら、資料館の展示の充実を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
丸亀城天守入場者数	124,287人 (令和元年度)	170,000人	基準値はコロナの影響前
資料館の入館者数	28,419人 (令和元年度)	30,000人	基準値はコロナの影響前
笠島まち並保存センター・塩飽勤番所への来訪者数	5,809人 (H29～R1)	7,000人 (R5～R7)	期間中の平均

(3) その他の施策の展開

①文化財の保存

- ▶崩落箇所以外の石垣の変状調査や、レーザー測量による資料化を進めながら、石垣の変状原因の一つである雨水対策を講じ、城跡全体の保全に努めます。
 ▶国指定史跡である快天山古墳については、保存活用計画に基づき整備計画を再編し、適切な維持管理と保存活用を図ります。

②伝統文化の保存、継承及び活用

- ▶先人が築き上げた、民俗芸能などの伝統的な文化を後世に伝えていくとともに、それらを活用し、地域において連帯感や世代間交流が生まれるよう支援します。

(4) 関連する個別計画

- ・史跡丸亀城跡保存活用計画
- ・史跡快天山古墳保存活用計画
- ・丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区保存計画

施策 22 文化芸術の振興

(1) 目指す姿



文化協会や若手芸術家などの文化活動を支えながら、市民の誰もが文化芸術に親しむ機会を充実させ、豊かに暮らせる活気に満ちたまちを目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.54 文化施設を拠点とした文化芸術の振興

▶丸亀市猪熊弦一郎現代美術館や綾歌総合文化会館において、多様な文化芸術事業を展開するとともに、市民の主体的な文化芸術活動の場として支援の充実を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
美術館の利用者数	138,159 人 (平成 29 年度)	140,000 人	展覧会のほか、ワークショップやゲートプラザ事業などの利用者数
丸亀市綾歌総合文化会館の利用者数	131,878 人 (令和元年度)	150,000 人	—

No.55 多様な主体と連携した文化芸術の振興

▶未来を担う子どもたちが文化芸術を通じて豊かな感性と創造力を育む機会や、地域の方が文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加できる環境の充実を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
アウトリーチ※事業への参加者数	5,079 人 (令和元年度)	5,500 人	芸術鑑賞教室、地域出前文化教室、ミモカのアートコミュニケーション事業などの参加者数

No.56 瀬戸内国際芸術祭との連携

▶瀬戸内国際芸術祭では、広域的な視点も持ちながら島しょ部内外のつながりを強化し、会期中の交流人口の増進、持続的な観光振興や地域活性化を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
瀬戸内国際芸術祭本島会場への来場者数	27,469 人 (令和元年度)	28,000 人	実行委員会の公表値

※アウトリーチ：「手を伸ばすこと」を意味する言葉で、公的機関などが地域へ出向いてサービスを提供すること

No.57 新市民会館の整備

▶新市民会館は、本市の様々な課題を解決する役割を担えるよう、文化芸術の活動拠点としてだけではなく、生涯学習機能や児童館も備えた複合施設として、着実に整備を進めるとともに、ランニングコストも含めた持続可能な運営手法の検討を進めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
新市民会館の供用開始	—	令和8年3月	—

(3) その他の施策の展開

①市民主体の文化芸術の振興

▶市民が文化芸術に触れることができる機会の提供や、文化芸術活動に対する支援の充実を図ります。
▶文化協会など文化芸術団体の様々な交流の機会を充実させ、市民の創造性や新たな発想を生み出す環境づくりを推進します。

②多様な文化芸術の創造

▶文化芸術の担い手を育成するため、若手芸術家の発表の機会や交流の場づくりを支援し、多様な文化芸術の創造を図ります。

③文化芸術を生かしたまちづくり

▶子どもから高齢者、障がい者、社会的に孤立や困難を抱えている人など、あらゆる立場の人を社会参加の機会へと導く文化芸術に備わる社会包摂の特性を、まちづくりや地域における様々な課題への対応に生かします。

(4) 関連する個別計画

- ・文化芸術基本計画
- ・美術館運営ビジョン

施策 23 生涯学習活動の推進



(1) 目指す姿

市民一人ひとりが生涯を通じて学び、活躍できる機会を充実させ、学んだ知識や能力を地域で活かすことができるよう、生涯学習の基盤づくりを推進します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.58 地域学校協働活動の推進、No.1コミュニティ・スクールの推進(再掲)

- ▶地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な取組を支援し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「まち全体が学校」の環境づくりを推進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
地域コーディネーター養成者数	12人	12人	年間12人

- ▶行政と、教育・保育機関、PTAやNPO法人などが連携・協働し、家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実させます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
家庭教育事業参加者数	3,125人	3,500人	—

No.59 生涯学習機会の充実

- ▶働く世代や子育て世代など、ライフステージに配慮した学習機会の提供とともに、防災や消費者問題など社会的要請の強い学習内容の充実を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
市民学級の参加者数	461人	600人	—

- ▶生涯学習に係る講師等の人材情報を定住自立圏域で一元化し、相互利用できる体制を整え、学びの内容や機会の充実を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
生涯学習人材バンク登録者数(累計)	—	100人	—

- ▶家族で読書の楽しみを共有できる「家読(うちどく)」の推進や、「ブックスタート※」、「セカンドブック※」などを継続し、子どもの自主的な読書活動を支えるため、家庭・地域・学校など子どもを取り巻く読書環境の整備・充実に努めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
児童図書の貸出冊数	312,865冊	360,000冊	—

※ブックスタート：3か月児健診に参加した親子に、赤ちゃん絵本の入った「ブックスタート・パック」を手渡すことで、赤ちゃんの本との出会いをつくるとともに、赤ちゃんと本を開いておはなしする楽しさを伝え、楽しく子育てできる環境を作っていく運動のこと

※セカンドブック：ブックスタートを実施したうえで、さらにその効果を向上させるために、小学校入学前の子どもに1冊の本をプレゼントする運動のこと

▶図書館については、幅広い世代の様々な学習活動に活用できる地域拠点として、利用者のニーズや地域の特色に合わせた蔵書と利用しやすいサービス機能の充実に努めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
図書館の1日平均利用者 (①中央②綾歌③飯山)	①399人 ②58人 ③494人	①580人 ②100人 ③740人	1日に図書館に入館した平均人數
図書の総貸出数	678,829冊	780,000冊	雑誌等も含めた一般図書の総貸出数

(3) その他の施策の展開

①学びのための環境づくりの推進

- ▶学習内容や時間・方法など市民ニーズの把握と、その情報の集約・整理、情報発信に努めるとともに、社会教育に関わる職員のスキルアップを図ります。
- ▶新市民会館において生涯学習機能を確保するとともに、コミュニティセンターなどの学習活動の拠点では、市民ニーズに応じた柔軟な運営を促進します。

②学びでつながり、学びを生かすまちづくりの推進

- ▶生涯学習クラブの交流など、学びを通した仲間づくりや、NPO法人や企業、大学など学びの機会を提供する団体とのネットワークづくりを推進します。
- ▶学習成果の発表や指導など活躍の場を充実させ、学び得た知識や技能が、地域課題の解決につながる仕組みづくりに努めます。

③図書館の充実

- ▶講座や多様な展示により情報提供や読書活動支援に努め、市民の役に立つ生涯学習拠点を目指します。
- ▶学校図書館との連携により、資料共有や学校司書の支援を行うとともに、市民交流活動センター（マルタス）とも連携し、互いの機能の充実に努めます。
- ▶長い年月を費やし収集してきた郷土資料などの貴重な資料について、保存、収集及び活用に努めます。

(4) 関連する個別計画

- ・生涯学習推進計画
- ・子ども読書活動推進計画

施策 24 スポーツの振興

(1) 目指す姿



多様なスポーツ活動を支える環境を充実させながら、スポーツを通じた市民の健康づくり、にぎわいづくり、共生社会の形成など、スポーツの持つ力を生かしたまちづくりを目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.60 スポーツを通じた健康づくりの推進

- ▶スポーツが健康づくりに深い関わりを持つことを市民に啓発し、関係部署やコミュニティ、企業とも連携しながらスポーツ活動への参加を促進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
体育施設の利用者数	465,297人	630,000人	—
生涯スポーツ参加者数	192,902人	340,000人	学校開放、市民体育祭など

No.61 スポーツを通じたにぎわいづくりの推進

- ▶本市を代表するイベントである香川丸亀国際ハーフマラソン大会については、多くの関係者やボランティアの協力のもと、一層魅力ある競技大会として充実を図り、地域の活性化につなげます。
- ▶大規模大会やスポーツ合宿の積極的な誘致や、Jリーグなど地域密着型プロスポーツの活用などにより、スポーツを通じたにぎわいづくりを推進します。
- ▶日本女子サッカーの聖地として、全国規模の交流大会など女子サッカーを活用した様々な取組を推進します。
- ▶市内体育施設においては、スポーツ以外の利活用も促進し、施設の有効活用やにぎわいの創出に努めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
丸亀市総合運動公園利用者数	124,009人	230,000人	香川県立丸亀競技場は除く

No.62 体育施設等の環境整備

- ▶体育施設を長く大切に利用できるよう、利用者ニーズを把握しながら計画的に改修等を進め、施設の充実を図ります。
- ▶丸亀市総合運動公園では、駐車場対策やニュースポーツ施設等の整備を進め、多様なスポーツ活動を支援します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
個別計画で定める整備件数	1件	5件	体育施設長寿命化計画、総合運動公園施設再配置計画(計画期間中の累計)

(3) その他の施策の展開

①スポーツを行う“楽しみ”をひろげる

- ▶多様なスポーツ教室・イベントなど、スポーツを始めるきっかけづくりを推進します。
- ▶高齢者や障がい者の自主性や生きがいづくりを目的として、誰もが気軽にスポーツに取り組める幅広いスポーツの推進を図ります。
- ▶スポーツ少年団をはじめとした競技スポーツの振興により、スポーツ活動への意欲の高揚を図るとともに、競技力の向上を支援します。

②スポーツがもたらす“育ち”をひろげる

- ▶子どもたちの体力低下や運動習慣の二極化を解消するため、幼少期からの運動習慣の確保、普及啓発を促進します。
- ▶指導者の高齢化や人材不足の解消に向け、指導者養成講座の実施など、指導者確保に向けた仕組みづくりや地域人材の発掘に努めます。

③スポーツを通じた“つながり”をひろげる

- ▶スポーツ推進委員をはじめ、スポーツ関係団体や民間企業、大学など多様な交流・連携を図り、市民スポーツを支える環境づくりに努めます。
- ▶スポーツメニューの提供や出前講座、市民体育祭やチャレンジデーなどを通じ、地域における活動の促進、交流の場づくりや絆づくりを支援します。
- ▶本市の豊かな自然環境を生かし、自然に親しみながら体力向上や健康増進に取り組めるよう、ウォーキング大会や里山歩きなどのレクリエーション活動を推進します。

(4) 関連する個別計画

- ・スポーツ振興ビジョン
- ・体育施設長寿命化計画
- ・総合運動公園施設再配置計画

施策 25 人権尊重社会の実現

(1) 目指す姿



人権教育・啓発の推進を図り、全ての市民や事業者と共に、人権を尊重し、互いの多様性を認め合うまちの実現を目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.63 インターネットによる人権侵害対策

- ▶SNSやインターネット上における人権侵害について、正しい理解や認識を深めるため、教育・啓発を通じて適切な利用を推進します。

No.64 障がいを理由とする偏見や差別への対策

- ▶障がいのある人について十分に理解し、必要な配慮ができるよう教育・啓発の推進を図ります。

No.65 性的少数者の人権対策

- ▶性的少数者の正しい理解促進のため、教育・啓発の推進を図ります。

No.66 部落差別解消の推進

- ▶「部落差別の解消の推進に関する法律」制定の背景や趣旨を全ての市民が理解し、部落差別が解消できるよう教育・啓発の推進を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
人権・同和教育指導員及び人権課が行う研修の参加人数	5,370 人 (令和元年度)	5,500 人	人権課には、団体、隣保館を含む。 (基準値はコロナの影響前)
人権に関する講演会等に参加し、人権の大切さを理解した人の割合	60.0% (令和元年度)	65%	人権・同和問題意識調査の結果による (基準値はコロナの影響前)
隣保館の利用者数	27,421 人 (令和元年度)	27,600 人	基準値はコロナの影響前

(3) その他の施策の展開

①人権教育・啓発の推進

- ▶学校教育では、子どもの発達段階に応じた人権・同和教育を行い、人権や差別についての理解を深め、人権を尊重する意識や態度の育成を図ります。
- ▶社会教育では、一人ひとりが互いの人権を尊重するために主体的に行動できるよう、子どもから大人までそれぞれのライフサイクルにおける多様な人権教育・啓発活動を展開します。
- ▶幼児期の自尊感情の育成など、子どもの成長過程における人権意識の形成のため、家庭教育での人権教育の充実に努めます。

▶市職員をはじめ、事業者等への研修等を通じて、人権教育・啓発の充実・強化に努めるとともに、事業者が主体的に人権教育・啓発を実施できるよう支援します。

▶地域のコミュニティや人権啓発拠点である隣保館が、市民に身近な人権啓発の場所として十分に機能するよう、活用と支援に取り組みます。

②人権擁護の強化

▶人権擁護委員と連携した人権相談や、隣保館での各種の相談事業の実施等を通して、人権擁護の強化に努めます。

③人権啓発拠点の強化

▶老朽化している隣保館については、建て替えなどを計画的に進め、より地域に密着した人権啓発と福祉の拠点施設となるよう利用促進を図ります。

④多様な人権課題への対応

▶あらゆる理由による不当な差別を解消し、人権尊重のまちを実現するため、様々な人権課題について、人権教育・啓発に努めます。

⑤平和行政の推進

▶戦争による人権侵害を二度と引き起こさないよう、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝えていくため、市民や関係団体と協力しながら、平和行政の推進を図ります。

(4) 関連する個別計画

- ・人権教育・啓発に関する基本指針

施策 26

男女共同参画社会の実現



(1) 目指す姿

社会のあらゆる分野において、互いに対等なパートナーとして、個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.67 ワーク・ライフ・バランスの推進

▶働く場におけるワーク・ライフ・バランスや、女性が様々な場面で活躍できるよう、行政、民間が連携して、働き方改革に向けた機運を醸成します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
ワーク・ライフ・バランス推進のための取組について「特に何も行っていない」と回答した企業の割合	15.0%	0%	男女共同参画に関する企業アンケート結果による
市内企業に勤める男性従業員の育児休業取得率	7.4%	30%	
市役所男性職員の育児休業取得率	10.5%	20%以上	—

No.68 女性活躍の推進

▶各種審議会などへの女性の積極的な登用や、市政をはじめ、企業や団体における女性の参画拡大の働きかけにより、政策・方針決定の過程における女性参画の推進を図ります。

▶働きたい女性が能力を発揮し、いきいきと働けるよう、女性の就職・就労のための支援を充実させ、企業などにおける男女雇用機会均等対策の推進を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
市役所における女性管理職の割合	21.9%	25%	一般事務職を対象とした数値
審議会等委員の女性登用率	41.9%	45.0%	市が設置する審議会等の委員のうち女性委員の占める割合
女性のいない審議会等の数	2	0	市が設置する審議会等のうち女性委員のいない審議会等の数

No.69 DVなどの根絶

- ▶DVやセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力を許さない意識を社会全体で共有するため、様々な機会を通じて年齢層に合わせた広報を行うとともに、女性相談窓口の周知・啓発に努めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
市のDV相談窓口を知っている人の割合	20.4%	40%	男女共同参画に関する市民アンケート結果による

(3) その他の施策の展開

①男女共同参画の意識づくり

- ▶地域、家庭、学校、職場など、あらゆる場面において男女共同参画の意識づくりを進めるため、生涯を通じた様々な段階での学習機会や情報提供の充実を図ります。

②配偶者などからの暴力の根絶

- ▶DV被害者の早期発見のため、地域の人や市職員の意識を高めるよう努めます。
▶DV被害者については、被害者の安全確保を最優先に考えるとともに、関係各課・機関の連携のもと、被害者の自立支援に取り組みます。

(4) 関連する個別計画

- ・男女共同参画プラン
- ・特定事業主行動計画

施策 27 情報発信と地域情報化

(1) 目指す姿



多様な情報発信手段を駆使して、市民とのコミュニケーションや本市の魅力発信を展開するとともに、社会全体のデジタル化に向けた取組を推進します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.70 多様な情報発信の充実

▶広報紙などの紙媒体、ホームページやSNSなど、世代に応じて必要な情報をタイムリーに届け、市が進める取組の共有とシティセールスを推進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
市ホームページアクセス件数 (令和元年度)	133万件	185万件	基準値はコロナの影響前
Facebook フォロワー数	3,000人	4,000人	—
YouTube チャンネル登録者数	1,000人	3,000人	—

No.71 地域情報化の推進

▶地域情報化の推進に向けては、情報弱者（デジタルデバイド）への対策を合わせて進め、人に優しいデジタル化を推進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
デジタルデバイド支援説明会等の参加者数	—	200人以上	年間の参加者数

(3) その他の施策の展開

①ニーズに応える情報発信

- ▶広報紙については、市民に見やすい、読みやすい、分かりやすい紙面づくりに努め、社会や地域の状況に沿ったニーズの高い情報の提供に努めます。
- ▶ホームページは、希望する情報へアクセスしやすい整理の仕方に努めます。
- ▶積極的な情報公開制度の運用と市民への情報提供の充実に努めます。

②適切な行政文書管理の推進

- ▶歴史公文書をはじめ行政文書の適切な保存・管理を徹底し、情報公開の請求など、市民の要望に速やかに応える体制づくりを進めます。
- ▶歴史公文書の保存・活用場所として、公文書館（仮）の整備に向けた検討を進めます。

(4) 関連する個別計画

- ・情報セキュリティポリシー

施策 28 市民参画と協働の推進



(1) 目指す姿

まちづくりへの市民参画を推進し、市民と行政が地域の課題解決に向けて互いに理解・尊重し合い、普段からまちづくりに参加できる機会を創出しながら、「協働のまちづくり」を目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.72 自治基本条例の推進

- ▶市政に対する多様な意見の聴取や市政への参加促進につなげるため、自治基本条例の普及啓発を推進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
丸亀市自治基本条例を知っている市民の割合	31.3%	↗ (令和6年度)	自治推進に関する市民アンケートの結果による

No.73 市民交流活動センター(マルタス)の活用

- ▶マルタスが市民協働の舞台となるよう、多くの方が訪れ、様々な交流が生まれる施設運営を進めます。
- ▶マルタスを活用した市民活動団体等の活動を通して、まちづくりへの機運醸成と活動に携わる人材育成を図り、地域や行政課題の解決につなげます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
マルタス来館者数	26,324 人 (R3.3.22～31)	70 万人	マルタス全館の来館者数
市民活動登録数	129 件	180 件	丸亀市における市民活動登録数
市民活動者交流会参加者数	—	25 人	—

No.74 主権者教育の推進

- ▶市民が政治に参加し、その意思を反映できる最も重要な機会である選挙を通じて、若いうちから主権者としての自覚や社会参画を促進できるよう、主権者教育を推進し、若い世代の投票率の向上を目指します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
若い世代の投票率	22.82% (直近のR1 参議院選挙)	35%	20代以下の有権者に占める投票者の割合

(3) その他の施策の展開

①まちづくりの参加機会の確保

- ▶各種審議会等における市民の参画や、ワークショップなど多様な参加機会の提供や、市民がまちづくりに参加しやすいしくみづくりを推進します。
- ▶市民生活に影響の大きい政策や計画については、パブリックコメント※や市民アンケートなどを用いて、多様な市民意見の把握と市政への反映に努めます。

②協働事業の推進

- ▶地域の課題の解決やまちの活性化などに、市民の意欲や実行力を活かせるよう、市民と行政が対等な立場で、補完し合いながら取り組む協働事業を推進します。
- ▶N P O 法人、ボランティア、事業所等による公益活動の活性化に向け、情報提供や相談支援の充実を図ります。

③市民活動の活性化

- ▶市民活動の活性化のため、ネットワークの構築や市民活動団体などの自立化を支援するとともに、新しい市民活動やまちづくりへの参加が促されるよう、積極的な情報提供や機会の創出に努めます。
- ▶市民活動に対する市民の関心を深め、活動を担うリーダーの養成講座や研修会を開催するとともに、新たな担い手の育成に努めます。

(4) 関連する個別計画

- ・協働実行計画

※パブリックコメント：公的な機関が条例や計画などを制定しようとするときに、広く公に（=パブリック）、意見・情報・改善案など（=コメント）を求める手続のこと。

施策 29 地域コミュニティの活性化



(1) 目指す姿

地域による主体的なまちづくりの実現を図るため、コミュニティ活動を支援し、活性化を図りながら、地域課題への対応を共に進められる社会を目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.75 コミュニティ活動の活性化と自治会加入促進

▶地域の連帯感が低下する中、共に助け合う社会の確立を目指し、コミュニティ活動の活性化を支援するとともに、連合自治会とも協力しながら、地域活動の基本単位である自治会の加入促進に努めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
コミュニティセンターの利用者数	254,632 人 (令和元年度)	290,000 人	年間の利用者数 (基準値はコロナの影響前)
コミュニティ表彰(まちづくり大賞)応募地区数	3地区	6地区	年間の件数
自治会加入率	50.5%	現状維持	4月1日現在

(3) その他の施策の展開

①コミュニティ活動の支援

▶安心して暮らせる地域社会が、地域住民の自主的活動によって形成されることを目指し、コミュニティのまちづくり計画に沿った、特色を生かした地域づくりが実現できるよう支援します。
▶市と地域の橋渡し役である地域担当職員が、地域とのより良い関係を築いていくよう、引き続き役割やあり方について検討し、充実に努めます。

②コミュニティセンターの整備

▶地域活動の拠点となるコミュニティセンターについては、耐震化や老朽化対策を計画的に進めます。

施策 30 財政運営の効率化

(1) 目指す姿



新型コロナウィルスの影響などこれまでとは異なる状況も注視しながら、健全な財政を維持していくため、市税をはじめ、様々な財源確保策に取り組み、歳出面では、選択と集中による効果的かつ効率的な事業展開により、持続可能な財政運営を目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.76 基金の効果的活用と残高確保

- ▶合併特例債など市債償還の本格化や、大手町地区周辺公共施設再編事業などに対応するため、計画的で効果的な基金の活用に努めます。

No.77 持続可能な財政運営の推進

- ▶毎年度、財政状況の分析・公表を行うとともに、中長期的な財政の見通しを示す中期財政フレームを見直しながら、将来を見据えた財政運営に努めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
経常収支比率※	92.9%	98.8%	98.8%を超えないことを目標に設定
市税徴収率	97.41%	97.5%	—

No.78 ふるさと納税の推進

- ▶ふるさと納税については、本市を応援していただけるよう創意工夫とともに、定住自立圏での共通返礼品に取り組むなど納税額の維持、増加を図ります。
- ▶企業版ふるさと納税制度による寄附を募ることで、「丸亀市未来を築く総合戦略」に掲げる取組を推進し、行政課題の解決につなげます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
ふるさと納税寄附件数	5,050 件	5,500 件	—
ふるさと納税寄附金額	110,297 千円	140,000 千円	—
企業版ふるさと納税寄附件数 (累計)	3件	7件	令和元年度以降の累計

No.79 ボートレース事業経営基盤の強化

- ▶ファン層の高齢化や他場との競争激化などモーターボート競走事業を取り巻く環境が変化する中、将来にわたって継続可能な事業として展開していくための経営改善を進め、第3次中期経営計画を踏まえ、市財政に寄与する安定的な収益の確保を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
モーターボート競走事業 収益率	107.25% (令和元年度)	109.0%	モーターボート競走事業における営業による収益費用の比率 (基準値はコロナの影響前)

※経常収支比率：人件費・扶助費・公債費などの経常的経費に地方税・普通交付税などを中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率のこと

(3) その他の施策の展開

①説明責任を果たせる予算編成

- ▶公債費のピークや社会保障費の増大など財政的な制約を踏まえたうえで、社会情勢や時代のニーズに応じて事業の見直しを図りながら、説明責任を果たせる予算の効果的な配分に努めます。

②歳入の確保

- ▶公平で適正な課税に努めるとともに、市税の徴収率の向上に取り組むことで、税収の安定的な確保を図ります。
- ▶税外債権の適正管理や受益者負担の原則に基づく使用料の見直し、未利用財産の売り払いなど歳入を増加させるための取組を推進することで、自主財源の確保に努めます。

③ボートレース本場の活性化

- ▶ボートレース場が市民にも身近な場所として感じてもらえるよう、計画的な施設改善や、お客様空間リニューアルプロジェクトを推進し、若者・女性・シルバー世代を中心とした来場を促進しながら、本場の活性化を図ります。

(4) 関連する個別計画

- ・中期財政フレーム
- ・ボートレースまるがめ第3次中期経営計画

施策 31

行政運営の最適化と広域連携の推進

(1) 目指す姿



職員の資質向上を図りながら、計画的・効率的な行政運営に努めるとともに、広域連携による取組を促進することで、多様化する行政課題や市民ニーズに対応したまちづくりを目指します。

(2) 重点プロジェクトと成果指標

No.80 SDGsの推進

- ▶2030年までのSDGs達成に向けて、みんなで取り組む機運を醸成し、課題解決を図るため、市民や事業者への普及啓発等を進めます。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
SDGs普及啓発事業の件数 (累計)	—	4件	計画期間中の累計

No.81 行政改革の推進

- ▶限られた財源を効果的に活用し、市民サービスの向上につなげるため、「行政改革プラン」に基づく取組を推進します。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
市役所の職員数	965人	別途策定する 計画の数値	職員数は、再任用短時間 職員を除く、当該年度の4 月1日現在の数
窓口サービスの市民満足度	89.6% (令和3年度)	↗	窓口アンケートの結果によ る
階層別研修及び専門研修の 受講者割合	37.9% (令和元年度)	40.0%	1年間に職員が研修受講し た割合 (基準値はコロナの影響前)
民間企業等との連携による新 規取組件数(累計)	—	4件	計画期間中の累計

No.82 定住自立圏構想等の推進

- ▶「瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン」に基づく取組を推進する一方で、圏域の枠組みにとらわれない広域連携も推進し、地域活性化や人口定住を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
定住自立圏域の人口	189,606人	187,405人	目標値は各市町人口ビジョ ンに基づく数値
広域連携による新規取組件 数(累計)	—	5件	近隣等自治体との新規取 組件数

No.83 デジタル人材の育成・確保

- ▶行政のデジタル化を促進するため、外部人材の活用も図りながら、専門的な知識を持つ人材の育成と確保を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
デジタル職員の採用人数	—	採用試験 募集人数	行政事務(情報)採用試験 の採用人数
職員の情報デジタル研修参 加者数	—	750 人	—

No.84 自治体DX※の推進

- ▶行政手続のオンライン化やAI・RPA※の活用を推進し、市民の利便性向上や業務の効率化を図ります。
- ▶デジタル社会のパスポートとも呼ばれるマイナンバーカードの取得を促進するとともに、マイナンバー制度を利用した情報連携を推進し、行政の効率化と市民の負担軽減を図ります。

達成度を測るための指標	基準値 令和2年度	目標値 令和7年度	指標の説明
行政手続のオンライン化件数 (累計)	—	20 件	—
AI・RPAの導入による削減効 果(時間)	1,000 時間	5,400 時間	—
マイナンバーカード交付率	27.3%	100%	国の目標は、令和4年度末までにほぼ全ての国民に普及

(3) その他の施策の展開

①組織機構の最適化

- ▶新たな行政需要や複雑化する市民ニーズに、的確かつ迅速に対応していくため、組織機構のあり方を常に検討し、行政課題に柔軟に対応できる体制を整えます。

②定員管理の適正化と人材育成

- ▶より良い行政サービスの提供の観点を持ちつつ、業務量に見合う職員数を把握し、事務事業の見直しや民間活力の活用なども踏まえ、計画的に定員の適正化を図ります。
- ▶職員一人ひとりの能力が十分に引き出されるよう、適正な配置や登用に努め、効率的な組織体制づくりを目指します。
- ▶「人材育成基本方針」に基づき、多様化する市民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できる職員の育成に努めます。
- ▶職員採用試験の創意工夫により、優秀な人材の確保を図ります。

※DX（＝デジタル・トランスフォーメーション）：情報通信技術のさらなる活用により、人々の暮らしをあらゆる面でより良い方向に変化させること

※AI：Artificial Intelligence の略。いわゆる人工知能で、膨大なデータベースをもとに、コンピューターが自ら判断する仕組み

RPA : Robotic Process Automation の略で、パソコンのソフトウェアロボットによる業務の自動化のこと

③窓口サービスの充実

- ▶市民と接する窓口では、親切丁寧な接遇を心掛けるとともに、利便性の向上やサービスの充実を図ることで、市民満足度の高い市役所を目指します。

④情報セキュリティ対策の強化とバックアップ

- ▶各サービスの安全かつ円滑な提供のため、情報セキュリティ対策を強化します。
- ▶緊急時のバックアップ体制を強化し、業務の継続性を確保します。

⑤地方創生の推進

- ▶「未来を築く総合戦略」に基づき、少子化対策や移住施策を推進し、人口減少対策や地域活力の維持を図ります。
- ▶大学など高等教育機関や、民間企業、「産学官金労言士」などの多様な主体との連携を推進し、地域課題の解決を図ります。

⑥公共施設の総合管理

- ▶少子高齢化や人口減少等により、公共施設等の利用に変化が予想される中、施設の最適配置や長寿命化を図りながら、持続可能な公共施設の管理に努めます。

⑦行政サイクルの確立

- ▶行政評価を活用して総合計画の着実な進行管理を行い、公表することで、市民と行政がまちづくりの現状と課題を共有できるよう努めます。
- ▶予算編成とも連動したP D C A サイクルを確立し、常に施策や事務事業の見直しや再編を図ることで、効率的で効果的な行政運営を目指します。

(4) 関連する個別計画

- ・定員適正化計画
- ・公共施設等総合管理計画
- ・行政改革プラン
- ・人口ビジョン・未来を築く総合戦略
- ・瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン

基本施策ごとの市民満足度に関する成果指標一覧

基本施策	市民満足度(成果指標)	基準値 (R2年度)	目標値 (R6年度)
1 子どもの教育の充実	学校教育の充実、教育施設の整備に関する取組	62.1	
	青少年の健全育成、指導等に関する取組	51.3	
	世代間の交流があり、地域社会で子どもを育成する取組	57.4	
2 子育て支援の充実	保育サービスや子育て相談など子育て支援に関する取組	59.4	
3 環境に配慮した社会づくり	省エネルギーや再生可能エネルギー使用の推進	53.7	
	海、河川、山林などの自然環境の保全に関する取組	59.1	
4 廃棄物の適正処理と再資源化	ゴミの減量化やリサイクルに関する取組	73.8	
	ゴミやし尿の収集処理に関する取組	80.7	
5 緑のまちづくりの推進	公園・緑地の充実及び維持管理に関する取組	60.5	
	自然に親しめるレクリエーション施設や親水護岸などの整備に関する取組	47.7	
6 土地利用と住環境の充実	無秩序な都市の拡大防止と良好な市街地の整備に関する取組	51.5	
	景観に配慮したまちづくりに関する取組	59.6	
	高齢者などが移動しやすい環境の整備(パリアフリー)に関する取組	46.1	
	公営住宅や宅地の整備に関する取組	49.1	
	墓地や葬儀に関する取組	76.6	
7 公共交通の充実と離島振興	鉄道・バスなど公共交通の整備に関する取組	46.8	
	離島航路や島内交通の整備などに関する取組	56.3	
8 道路環境の整備	高速道路や国道、県道など幹線道路の整備に関する取組	73.1	
	市内をつなぐ一般道路の整備に関する取組	66.9	
9 生活排水処理施設の整備	生活排水・産業排水などの処理に関する取組	53.7	
10 災害に強い都市基盤の整備	消防や救急体制の整備、自然災害への備えに関する取組	67.5	
11 危機管理体制の強化	消防や救急体制の整備、自然災害への備えに関する取組(再掲)	67.5	
12 消防・救急体制の充実	消防や救急体制の整備、自然災害への備えに関する取組(再掲)	67.5	
13 交通安全・生活安全の充実	交通安全や防犯対策に関する取組	57.9	
	消費者被害の保護に関する取組	52.6	
14 農林水産業の振興	農林水産業の育成・支援に関する取組	61.2	
15 商工業の振興	商業やサービス業の育成・支援に関する取組	57.4	
	既存企業の支援や企業誘致など、工業の育成・支援に関する取組	52.8	
	雇用機会の創出などに関する取組	41.4	
16 観光・交流の促進	観光地のネットワークづくりなど、観光産業の育成・支援に関する取組	61.4	
	国際交流や外国人が暮らしやすい地域づくりに関する取組	65.0	
17 地域保健・医療の充実	健康づくりや身近な医療環境の充実に関する取組	64.9	
18 高齢者福祉の充実	高齢者の健康づくりや福祉サービスに関する取組	60.0	
	介護保険制度の普及や介護サービスの充実に関する取組	63.6	
19 障がい者福祉の充実	障がい者の就労支援や福祉サービスに関する取組	59.4	
20 むらしを支える福祉の充実	身近な地域における地域福祉に関する取組	62.3	
21 歴史的資源の保存と活用	名所や文化財の保護・活用に関する取組	65.4	
22 文化芸術の振興	芸術や地域文化の継承や振興に関する取組	66.4	
23 生涯学習活動の推進	心を豊かにし生活に役立つ生涯学習の充実に関する取組	62.2	
	世代間の交流があり、地域社会で子どもを育成する取組(再掲)	57.4	
24 スポーツの振興	スポーツ・レクリエーションの充実に関する取組	69.7	
25 人権尊重社会の実現	人権教育、啓発活動など人権尊重に関する取組	60.8	
26 男女共同参画社会の実現	男女が共に活躍するための啓発や支援に関する取組	65.2	
27 情報発信と地域情報化	行政による広報活動、情報公開、個人情報保護に関する取組	71.1	
	情報・通信基盤の整備に関する取組	45.4	
	地域社会のデジタル化、先端的な情報技術の活用に関する取組	57.7	
28 市民参画と協働の推進	まちづくりや行政への市民参画に関する取組	57.1	
	市民活動団体など公益的な活動の支援に関する取組	58.8	
29 地域コミュニティの活性化	地域住民によるコミュニティ活動の支援に関する取組	60.1	
30 財政運営の効率化	健全な財政運営に関する取組	56.3	
31 行政運営の最適化と 広域連携の推進	行政活動の着実な進行管理や効率的な行政運営に関する取組	62.4	
	地域社会のデジタル化、先端的な情報技術の活用に関する取組(再掲)	57.7	
全体			60.4



第4部 計画の推進

第1章 協創と協働によるまちづくり

地方分権が進展していく中、自己決定・自己責任に基づく、特色ある自治体運営が求められており、こうした背景をもとに、まちづくりの基本的なルールとなる「丸亀市自治基本条例」が定められました。自治基本条例では、市民・各種団体・市の役割や、市民の市政への参加や協働の仕組みを定め、市民と行政が共にまちづくりを進めていくことの重要性を伝えています。

その後、「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」を制定し、市民、コミュニティ、市民団体、事業者など、自主的で自立した多様な主体と市が対等な立場、よきパートナーとして、共に地域課題の解決に取り組んで行くことや、市民活動と協働の促進に関する具体的な事項を定めました。

これらの条例をもとに、第一次総合計画では「協創でつながるまち」をまちづくりの基本理念として掲げ、市民一人ひとりが主体となるまちづくりを進めてきました。

第二次総合計画前期基本計画においても、第一次総合計画の考え方を踏まえながら、「協創と協働」の視点でまちづくりを推進しており、後期基本計画においてもこの考え方を引き継ぎます。

まちづくりのキーワード

まちづくりに関わる全ての人や団体が、協力してまちを創り上げる = **協創**

まちづくりの手法

立場の異なる者が同じ目標に向けて協力する = **協働**

協創には、次のようなものがあります。

人と人の協創

地域に住む一人ひとりが、自らの知恵や能力、技術を提供し合い、お互いに協力し、助け合いながら、いきいきとした元気のあるまちを目指します。

自然や歴史、まちの協創

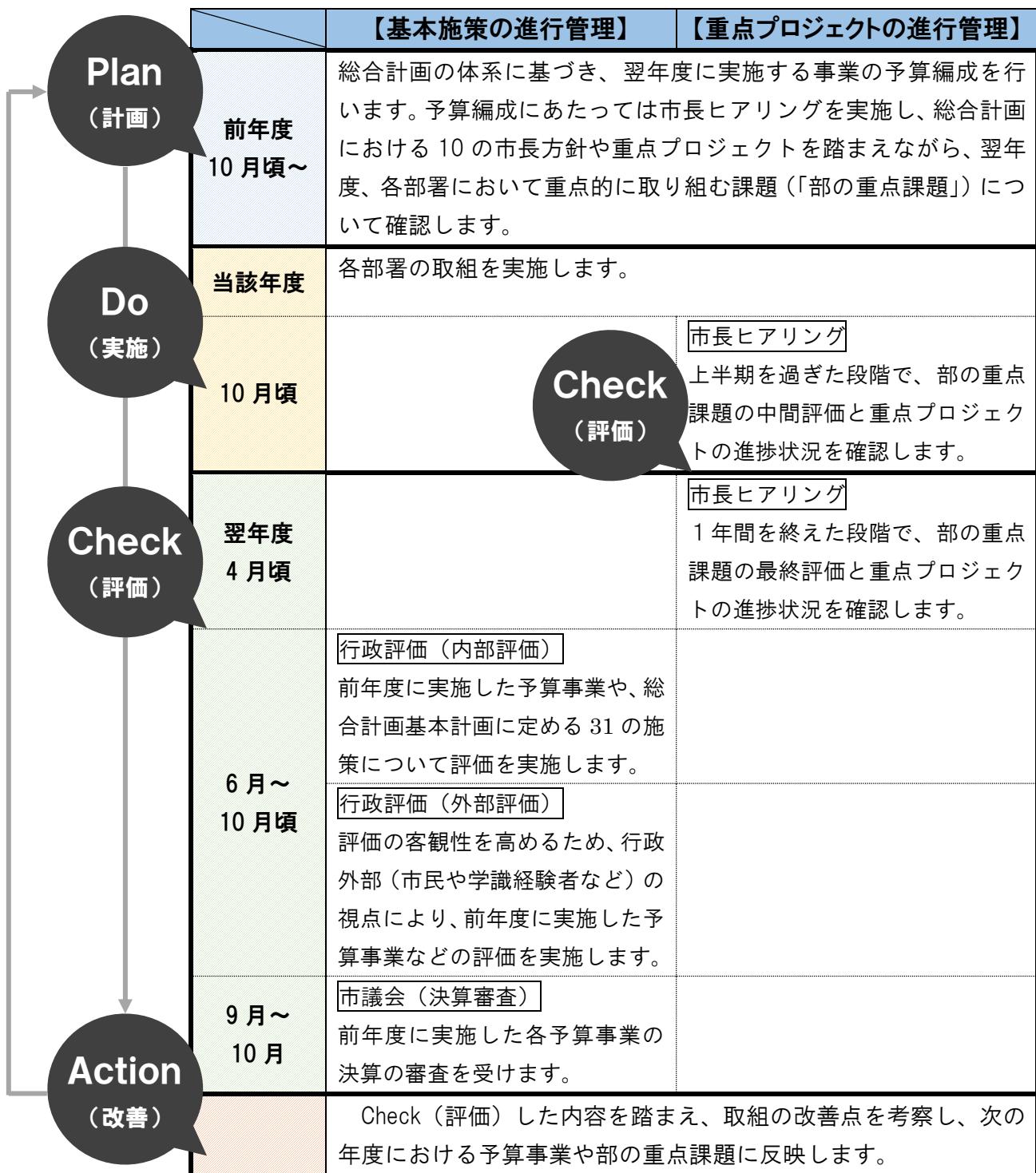
自然・歴史・文化・まちのにぎわいなど各地域の財を生かし、それらをつなぎ交流を図ることで、個性と魅力にあふれたまちを目指します。

市民と行政の協創

市民、地域コミュニティ、NPO、事業者など多様な主体と行政が、互いの役割と責任を自覚し、力を合わせて暮らしやすく快適なまちを目指します。

第2章 計画の進行管理

総合計画を着実に推進していくため、下記のP D C Aサイクルに基づき、進行管理を行います。進行管理の内容は公表し、取組の成果を明らかにします。



資料

3市秘第78号

令和3年8月25日

諮詢問書

丸亀市総合計画審議会 会長 様

丸亀市長 松永恭二

第二次丸亀市総合計画について（諮詢）

第二次丸亀市総合計画の後期基本計画への改定（案）について貴審議会の意見を求める。

答 申 書

令和4年3月9日

丸亀市長 松永 恭二 様

丸亀市総合計画審議会
会長 原 真志

第二次丸亀市総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和3年8月25日付け、3市秘第78号により諮問のありました第二次丸亀市総合計画の後期基本計画への改定（案）について、本審議会で検討を重ねた結果、概ね妥当であると認め、ここにその旨を答申します。

本諮問案では、新型コロナウィルス感染症の影響をはじめ、脱炭素社会を目指すカーボンニュートラル、社会全体のデジタル化などの社会情勢の変化とともに、本市の現状や課題、市民アンケートの結果等をもとに審議を重ねました。

第二次総合計画が着実に推進され、市民一人ひとりが「豊かで暮らしやすいまち丸亀」を実感できるよう、審議の過程で各委員から出された意見や以下の内容を踏まえ、施策を展開するよう求めます。

なお、総合計画の周知や推進にあたっては、高齢者や若い世代の方でも分かりやすい表現に配慮するとともに、SNSなど多様な情報発信方法により市政運営全般の情報提供の充実に努めていただきたい。

基本方針Ⅰ 心豊かな子どもが育つまち

○市民アンケート結果では子育て支援に関する評価が低くなっていることから、子育て世代に絞った分析のほか、ニーズに対して的確な対応がとれているか、また、市の制度についてうまく情報発信ができているかなど、市の取組と市民の評価のギャップの解消に努め、市民満足度の向上につなげていただきたい。

○子育ての孤立化が心配される中で、「まる育サポート」などの相談機能や発達障がい児支援等の各種子育て支援については、総合計画に定める成果指標の達成を目指すうえで、人材や場所の確保など安定的な運営体制が不可欠である。

○子育てにおける食への関心が高まっており、学校給食などにおいて、地産地消による有機食材の活用などに取り組んでいただきたい。また、そこに関わる生産者のサポートもしていただきたい。

基本方針Ⅱ 安心して暮らせるまち

○危機管理体制の強化のうち、自助については、市民の自主性に任せるだけでは普及が弱い。市民と共に取り組める防災対策のほか、全国各地で頻繁に起こっている様々な自然災害も教訓にしながら、危機管理意識を高めるための強力な働きかけが必要である。

基本方針Ⅲ 活力みなぎるまち

○日本全体がコロナの影響を受けている中、人口定住に向けて、コロナの影響を受けた事業者への支援や働く場の充実に力を入れていただきたい。

基本方針Ⅳ 健康に暮らせるまち

○コロナ禍が続く中で、市民が抱える課題は、就労や経済的な問題、引きこもりなど複雑化、複合化しているため、社会福祉協議会など関係機関とも連携しながら相談機能の充実を図り、地域共生社会の実現に向けて、地域全体で取組を進めていただきたい。

基本方針Ⅴ みんなでつくるまち

○東京オリンピックの開催を一つの契機と捉え、人権政策では障がい者や外国人なども暮らしやすい共生社会を目指すという視点を大切にしていただきたい。

○限られた人員や予算で行政課題に取り組んでいかなければならない状況の中、市政情報の効果的な発信に努め、産学等の知見やノウハウの活用とともに、まちづくりに志のある市民や事業者などが積極的に関与できる体制を充実する必要がある。

丸亀市総合計画審議会

会長	原 真志	副会長	高濱 和則
委員	相原 しのぶ	委員	岩崎 正朔
〃	岡 敏子	〃	逢坂 十美
〃	大平 侑妃莉	〃	佐伯 モカ
〃	島田 理加	〃	白取 陽介
〃	田中 大智	〃	野田 昌己
〃	三谷 豊明	〃	三谷 洋勝
〃	村井 花子	〃	柳口 華織

○丸亀市総合計画審議会

(任期：令和3年5月27日～令和4年3月9日)

氏名	区分	備考
相原 しのぶ	公共的団体等の構成員	
岩崎 正朔	公共的団体等の構成員	
岡 敏子	公共的団体等の構成員	
逢坂 十美	学識経験者	
大平 侑妃莉	市長が必要と認める者	
佐伯 モカ	市長が必要と認める者	
島田 理加	公共的団体等の構成員	
白取 陽介	市長が必要と認める者	
高濱 和則	公共的団体等の構成員	副会長
田中 大智	市長が必要と認める者	
野田 昌己	公共的団体等の構成員	
原 真志	学識経験者	会長
三谷 豊明	公募により選任した者	
三谷 洋勝	公募により選任した者	
村井 花子	学識経験者	
柳口 華織	公共的団体等の構成員	

(五十音順)

○「第二次丸亀市総合計画」策定の経過

日にち	内容
令和3年5月28日～6月14日	市民アンケートの実施
令和3年5月24日	市議会全員協議会
令和3年5月27日	第1回総合計画審議会（書面会議）
令和3年8月25日	第2回総合計画審議会（オンライン会議）
	第二次総合計画後期基本計画（案）の諮問
令和3年10月1日	丸亀未来ミーティング
令和3年10月4日	市議会全員協議会
令和3年11月22日	第3回総合計画審議会（オンライン会議）
令和3年12月17日	市議会全員協議会
令和4年1月4日～2月3日	パブリックコメント
令和4年2月17日	第4回総合計画審議会（オンライン会議）
令和4年3月9日	第二次総合計画後期基本計画（案）の答申
令和4年3月25日	計画決定

第二次丸亀市総合計画(後期基本計画)

発行：令和4（2022）年3月

第1回変更：令和6（2024）年3月

作成：丸亀市 市長公室 政策課

〒763-8501

香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

TEL：0877-24-8839

FAX：0877-24-8860